

令和 5 年 生坂村議会

第 3 回 定 例 会 会 議 錄

令和 5 年 9 月 8 日 開会

令和 5 年 9 月 19 日 閉会

生 坂 村 議 会



告示第26号

令和5年第3回生坂村議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月28日

生坂村長 藤澤泰彦



記

1. 期日 令和5年9月8日

2. 場所 生坂村議会議場

令和5年第3回 生坂村議会定例会議事録（9月定例会）

1日目

○報告 4件

- ・令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- ・令和4年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について
- ・令和4年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について
- ・専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度生坂村一般会計補正予算【第4号】)

○決算認定 1件

- ・令和4年度生坂村歳入歳出決算の認定について

○事件案 1件

- ・生坂村さぎの平防災拠点施設の指定管理者の指定について

○予算案 3件

- ・令和5年度生坂村一般会計補正予算【第5号】
- ・令和5年度生坂村営バス特別会計補正予算【第1号】
- ・令和5年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第1号】

- ・総括質疑
- ・議案の委員会付託
- ・請願・陳情について
- ・請願・陳情等の委員会付託
- ・散会

・開会及び開議の宣告	4 P
・村長挨拶・提案理由の説明	5 P
・報告 の朗読説明	9 P
・質疑・討論、報告分の採決	10 P
・決算認定 の朗読説明	11 P
・事件案・予算案の朗読説明	13 P
・総括質疑	15 P
・議案の委員会付託	15 P
・請願・陳情の提出、委員会付託	16 P
・散会	16 P

令和5年第3回 生坂村議会定例会

令和5年9月8日 午前10時 開議

議事日程 【1日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		開 会	
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	報告第10号	令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	
4	報告第11号	令和4年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について	
5	報告第12号	令和4年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について	
6	報告第13号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度生坂村一般会計補正予算【第4号】)	
7	議案第54号	令和4年度生坂村歳入歳出決算の認定について	関 係 部 分 委 員 会 付 託
8	議案第55号	生坂村さぎの平防災拠点施設の指定管理者の指定について	総 務 建 経 委 員 会 付 託
9	議案第56号	令和5年度生坂村一般会計補正予算【第5号】	関 係 部 分 委 員 会 付 託
10	議案第57号	令和5年度生坂村営バス特別会計補正予算【第1号】	総 務 建 経 委 員 会 付 託
11	議案第58号	令和5年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第1号】	社 会 文 教 委 員 会 付 託
12		総括質疑	
13		議案の委員会付託	
14		請願・陳情について	
15		請願・陳情の委員会付託	
		散 会	

出席議員（8名）

1番 島 幸 恵 君	2番 山 本 吉 人 君
3番 藤 澤 幸 恵 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 謙 君	6番 字 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 中 山 茂 也 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 真 島 弘 光 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 坂 爪 浩 之 君
代表監査委員 池 本 貞 夫 君	

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君 書 記 今 溝 康 平 君

◎村民憲章唱和（午前10時00分）

○議長（太田譲君） 起立。礼。おはようございます。

村民憲章の唱和を全員で行いますので、村章の方を向いてください。

「生坂村 村民は誇りと責任をもって、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため、力を合わせ郷土の発展を願い、五つの誓いからなる 生坂村村民憲章を制定しております。

我々 生坂村議会は、これからも村民憲章の目標達成に向かって、全力で村づくりに努めてまいります。

ここに、村民憲章を議員全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。

○議長（太田譲君） それでは、6番 字引議員の後にそって唱和をお願いします。

○6番（字引文威） 朗読。

○議長（太田譲君） 着席ください。

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（太田譲君） ただいまから、令和5年第3回生坂村議会定例会を開会します。

本日の会議に先立ち申し上げます。

9月定例会はクールビズで行います。暑いようでしたら、上着はお脱ぎください。

また、新型コロナウイルス等感染症予防のため、適宜休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますのでご協力をお願いします。なお、マスクの着用に関しては個人判断とします。

○議長（太田譲君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

◎諸般の報告

議長（太田譲君） はじめにご報告事項申し上げます。

監査委員から、令和5年7月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に置きましたのでご覧ください。

なお、本日は、令和4年度生坂村歳入歳出決算について監査報告のため、池本代表監査委員に出席を求め、ご出席をいただいております。

次に、議員派遣の件について、お手元に配付してあるとおり、議員を派遣しましたのでご報告します。

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、4番 望月議員、6番 字引議員を指名します。

◎日程2・会期の決定

○議長(太田譲君) 日程2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの12日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から9月19日までの12日間に決定しました。

◎提出議案の報告

○議長(太田譲君) 本定例会に提出されている案件は、

報告第10号「令和4年度 決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」

報告第11号「令和4年度 公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について」

報告第12号「令和4年度 社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について」

報告第13号「専決処分の承認を求めるについて（令和5年度 生坂村一般会計補正予算（第4号））」

議案第54号「令和4年度 生坂村歳入歳出決算の認定について」

議案第55号「生坂村さぎの平防災拠点施設の指定管理者の指定について」

議案第56号「令和5年度 生坂村一般会計補正予算（第5号）」

議案第57号「令和5年度 生坂村営バス特別会計補正予算（第1号）」

議案第58号「令和5年度 生坂村福祉センター特別会計補正予算（第1号）」

の、報告4件、決算認定1件、事件案1件、予算案3件の計9件であります。

◎村長挨拶・提案理由の説明

○議長(太田譲君) ここで、村長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 皆さんおはようございます。

令和5年第3回議会9月定例会の開会にあたりご挨拶を申し上げます。実りの秋を迎え生坂産ぶどうのイクサカラットは、例年より生育が早く、今年も農家の皆さんのご努力により糖度がのり、とても美味しい露地物の出荷が始まり、それぞれぶどうの集出荷、稲刈りなど農作業に大変忙しい時期となりました。

議員各位におかれましては、何かとご繁忙の折、全員のご参集を賜り、誠にありがとうございます。日頃は村政運営に対して、ご指導ご鞭撻をいただいていることに、感謝を申し上げる次第でございます。

また、9月定例会は、前年度の決算審査についてご意見を頂戴するために、池本代表監査委員さんにもご出席をいただいていることにお礼を申し上げます。

それでは、9月定例会は、決算議会と言われるよう、令和4年度の歳入歳出決算の認定をお願いするわけですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、令和4年度決算における四つの健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告させていただき、公表することになっております。

令和4年度は、村の全ての会計において黒字決算となりましたので、実質赤字比率や連結実質赤字比率の該当はありませんでした。

次に標準財政規模に対する普通会計の元利償還金および準元利償還金の割合の3年間の平均であります実質公債費比率は前年度より0.1%下回り、7.3%でございました。また、起債償還金額、退職手当支給予定額などから、基金交付税算定額などを引いた自治体が将来負担すべき実質的な負債の割合の将来負担比率は、今年度も数値なしとなっております。

よって、財政健全化判断比率の財政指標は良好に推移している状況でございます。

次に、財政状況を示す指標につきましては、財政の硬直度を示す経常収支比率は、前年度より3.3%を下回り、80.4%でございました。また、公債費比率は5.3%、起債制限比率は3.6%となっており、それぞれに良好な状況となっております。

よって、実質公債費比率につきましては、県営中山間総合整備事業などの過疎債の償還が続いておりますが、繰上償還など公債費対策を継続して進めており、3か年平均の比率はほぼ昨年度並みとなり、良好な傾向を示しているところでございます。

昨年度までは各比率が改善されるように、臨時財政対策債においては減債基金を取り崩して繰上償還を実施するとともに、なるべく国県の交付金事業の導入をすることにより、その補助裏に交付税措置の高い過疎債を中心とした起債の発行を図りながら、将来負担を下げる充当可能な基金の積み立てをしてまいりました。

その結果、令和4年の決算では、積立金現在高は20億9511万4000円地方債現在高は25億3957万2000円となり、私が村長になって4期16年間で村民の皆さんと議員各位のご理解とご協力、職員各位の努力により、基金を約13億円増やし、起債を約20億円減らすことが出来た次第でございます。

しかし今年度は環境省の脱炭素先行地域づくり事業が採択され、6月定例会で当事業の計画作成および設備設計等の委託業務と事務局運営サポートの業務の補正予算をお認めいただきましたので、今後当事業の計画に沿って様々な事業を実施してまいります。

そして民生部門を中心に、2030年度までに生坂村の特性に応じた取り組みにより、先進的かつモデル的に脱炭素の達成を目指すために、令和10年度までに約60億円の当事業を実施してまいります。そのうち約42億円を、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を見込み、村事業の補助裏は過疎債を充当していきたいと考えております。生坂村始まって以来の最大の事業でございますので、財政状況の数値は下がっていくと思いますが、次世代に繋ぐ、持続可能な生坂村を構

築するために、私の政治生命をかけて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いをする次第でございます。

それでは令和4年度は引き続き新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、当村でも住民生活や村の行事、産業などで大きな影響を受け、多くの行事、イベント等の中止や縮小を余儀なくされてまいりました。

村としては、引き続き村民1人当たり1万円の生活応援商品券を配布し、プレミアム率50%のいくさかマル得商品券スーパークリアを発行し、加えて物価高騰対策生活応援商品券も配布して、村民の皆さん的生活の一助と村内の消費拡大を促し、地域経済の活性化に努めてまいりました。

公共事業のうち、単独事業では、災害対策として緊急防災・減災事業債を財源に、さぎの平地区の防災拠点施設の新設、日岐区の防災公園整備の着手、上生坂区の防火水槽の新設、移動系防災無線のデジタル化を実施いたしました。

人口減少対策としては、過疎対策事業債を活用し、石原団地の若者定住促進住宅2棟を建設し5ヶ年計画の8棟の整備が完了いたしました。

地域のデジタル化に向け、住民票、印鑑証明書等の発行サービスの提供に向けたシステムの構築をするとともに、安定した水道水の供給を図るため、建設から50年以上が経過しました上生坂第1配水池を更新いたしました。

近年の異常気象や自然災害の激甚化、頻発化に起因する二酸化炭素排出量の削減のため6月にゼロカーボンシティ宣言を表明し、雲根地区において いくさか「創造の森」の脱炭素型ライフスタイルを実践するモデル地区として、元気づくり支援金を活用しアースオーブンの制作ワークショップ等のイベントを開催いたしました。

またゼロカーボン推進プロジェクト会議等で協議を重ね、脱炭素社会の実現に向け、脱炭素コードマップを策定し、2050年までに温室効果ガスの排出ゼロを目指す取り組みも始めました。

普通会計の歳入決算は村税1億5969万1000円、地方交付税13億7376万3000円等となっており、地方交付税のうち普通交付税は12億579万4000円の交付を受けました。ふるさと納税寄附金を積み立てた「いくさか」応援基金から5505万3000円を繰入れ、村の創生事業や福祉分野の財源として活用いたしました。

財政運営の将来負担を軽減するため、村債1件、4455万1000円の繰上償還を行い、地方債の過疎対策事業債は総額1億3540万円を借り入れ、その内ソフト分は4080万円となっております。また、一般単独事業債は1億3020万円の借り入れ、臨時財政対策債1192万2000円等で地方債全体では繰越分を含み、2億8802万2000円の借り入れとなりました。普通会計の歳入全体では26億5309万6000円で、ハード事業の増額に伴い、地方債の借り入れも増え、前年度比2.4%増、6188万3000円の増額となりました。

歳出の状況では、普通建設事業で、防災拠点施設や防災公園の整備、消防自動車等の移動系無線のデジタル化、定住促進住宅建設事業、県営中山間総合整備事業、社会資本整備総合交付金事業等の実施により、全体で3億9714万2000円となり、前年度比1億5349万7000円の増額となりました。また、義務的経費では人件費で会計年度任用職員の増員により、1270万3000円の増額、扶助費で736万2000円の減額、交際費で繰上償還4455万1000円を除き、1425万1000円の増額となりました。また、物件費で7947万1000円増、積立金では財政調整基金、減債基金、ふるさと「いくさか」応援基金等へ1億6894万1000円の積み立てを行い、基金残高は前年度比7333万8000円の増額となりました。普通会計の歳出全体では26億2003万円で、前年度比1.8%増、4687万円の増額となっております。

今後も限られた財源を施策の目標達成のため、有効かつ効率的に活用することが責務であり、これを念頭に、重点事業の推進および諸事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

令和4年度の各種村税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の収納状況につきまして、現年度分の収納率は前年と比べ0.92%低下し98.81%。滞納繰越分は12.87%低下し、15.10%。全体では0.76%低下し、97.36%となっております。全体的に収納率が低下する結果となりましたが、当村の貴重な自主財源であります村税や公共料金等は負担の公平性からも、滞納を極力なくすようにし、各部署とも連携を取りまして、滞納整理に力を入れ、差し押さえや不納欠損等を適切に執行するように考えております。そして、徴収困難な案件につきましては、県税徴収対策室や長野県地方税滞納整理機構と連携を図りながら折衝機会を増やすことによって、滞納者、滞納額の減少に努めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

今年度の普通交付税と臨時財政対策債が決定いたしました。今年度の普通交付税は前年度交付額より4.2%増、4989万6000円増額の12億3198万9000円となりました。また、臨時財政対策債につきましては、前年度比54.5%減、649万5000円減額の542万7000円となり、普通交付税と臨時財政対策債の合計では、前年度比3.6%増4340万1000円の増額の12億3741万6000円となり、安定的な財政運営を行うことに資する内容となっております。

村民の皆さん的安全で安心な住みよい生活を守るために、様々な分野で課題は尽きないところですが、村民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、引き続きしっかりとした行財政運営を進めていかなければと考えております。

どうか議員各位におかれましても、生坂村のために格別なるご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

それでは今議会定例会に提出させていただきました議案は、報告4件、決算認定1件、事件案1件、予算案3件の計9件であります。

報告第10号「令和4年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率の報告について」、この報告は、令和4年度の健全化判断比率および資金不足比率について地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定により報告するものであります。

報告第11号「令和4年度 公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について」、この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項に規定する法人について経営状況を説明する書類を作成し、報告するものであります。

報告第12号「令和4年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について」、この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項に規定する法人について経営状況を説明する書類を作成し、報告するものであります。

報告第13号「専決処分の承認を求めるについて」、この報告は、「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第4号）」で規定の額に164万6000円を追加し、総額を22億5769万3000円とする補正予算であります。いずれも県事業の生活困窮世帯緊急支援金、子育て世帯生活支援特別給付金に係る経費を補正するもので、歳入で県支出金164万6000円を増額し、歳出で民生費を164万6000円増額する補正予算の専決処分であります。

議案第54号「令和4年度生坂村歳入歳出決算の認定について」、この議案は、令和4年度各会計の歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付すものであります。

議案第55号「生坂村さぎの平防災拠点施設の指定管理者の指定について」、この議案は、生坂村さぎの平防災拠点施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第56号「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第5号）」、この予算案は、既定の額に3554万9000円を追加し、総額を22億9324万2000円とする補正予算であります。主な内容は歳入で、地方交付税2525万3000円、国庫支出金534万3000円、諸収入257万7000円などを増額いたします。

歳出で総務費1507万4000円、衛生費665万6000円、農林水産業費359万7000円、土木費600万円、消防費445万5000円などを増額し、教育費120万3000円を減額する補正であります。

議案第57号「令和5年度生坂村営バス数特別会計補正予算（第1号）」、この予算案は、既定の額から264万1000円を減額し、総額を4505万9000円とする補正予算であります。主な内容は、歳入で国庫支出金228万2000円、繰入金35万9000円を減額し、歳出では総務費で360万8000円を減額し、運行費を96万7000円増額する補正であります。

議案第58号「令和5年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第1号）」、この予算案は、既定の額に35万2000円を追加し、総額を9635万2000円とする補正予算であります。主な内容は、歳入で使用料および手数料35万2000円を増額し、歳出では、経営管理費35万2000円を増額する補正であります。

以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶並びに議案の説明といたします。

◎日程3・報告第10号～報告第12号の一括上程

○議長（太田譲君） お諮りします。

日程3、報告第10号から、日程5、報告第12号の3件を一括議題にしたいと思います。
ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（太田譲君） 異議なしと認め、報告第10号から報告第12号の3件を一括議題にします。
担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） この報告第10号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項、及び第22条第1項の規定に基づく報告。
また、報告第11号及び第12号は、地方自治法第243条の3、第2項の規定に基づく報告のため、いずれも採決は不要です。

◎日程6・報告第13号

○議長（太田譲君） 日程6、報告第13号「専決処分の承認を求めるについて（令和5年度生坂村一般会計補正予算（第4号））」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

◎質疑・討論

○議長（太田譲君） 報告13号について、朗読説明が終わりましたので、質疑・討論に入ります。

質疑討論のある方の発言を許します。はじめに質疑はありませんか。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） すいません。ちょっと教えていただきたいんですけども、以前真島課長からの説明を受けたときに、県子育て世帯支援特別給付金をなんか3万円ずつ配るというのでデータ作成費が15万円から30万円かかるということを伺って、そのときはまだ決まっていないというようなお話を受けて、今回その委託料としてそのデータ作成費が15万4000円計上されています。こちらっていうのは県生活困窮世帯緊急支援金と、あと県子育て世帯生活支援特別給付金に両方かかる二つのところで、あのデータ作成は15万4000円ということでしょうか。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） 質問についてお答えします。社会福祉費の委託料でございますがこれについては、県生活困窮世帯緊急支援金のデータ作成ということでございまして、児童福祉費の方につきましては、人数がそれほど多くないということで、委託の方は出さずに行える、ということで今回は計上してございません。以上でございます。

○議長（太田譲君） 島議員、よろしいですか。

○1番（島幸恵君） はい、ありがとうございます。

○議長（太田譲君） その他質疑はございませんか。

○議長（太田譲君） なければ、次に討論はありませんか。

○議長（太田譲君） ないようですので、質疑・討論を終結します。

◎採決

○議長（太田譲君） これより採決に入ります。

報告第13号「専決処分の承認を求めるについて（令和5年度 生坂村一般会計補正予算（第4号））」を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。
よって報告第13号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程7・議案第54号

○議長（太田譲君） 次に日程7、議案第54号「令和4年度 生坂村歳入歳出決算の認定について」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。
○議長（太田譲君） 総務課長。
○総務課長（藤澤正司君）（総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） ここで休憩にしたいと思います。
再開は11時20分とします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

○議長（太田譲君） 再開します。引き続き朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。
○議長（太田譲君） 総務課長。
○総務課長（藤澤正司君）（総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 朗読説明が終わりました。

◎監査報告

○議長（太田譲君） ここで監査委員より監査報告を求めます。

○代表監査委員（池本貞夫君） 議長。
○議長（太田譲君） 池本代表監査委員
○代表監査委員（池本貞夫君） それでは令和4年度の生坂村歳入歳出決算審査意見書を申し上げます。
書類の3枚目になりますので、ご覧ください。

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和4年度生坂村一般会計および特別会計歳入歳出決算、並びに関係書類を審査した結果、その意見は下記のとおりあります。

1、審査結果

- (1) 令和4年度 生坂村一般会計歳入歳出決算および関係帳簿、証書類
- (2) 令和4年度 生坂村営バス特別会計歳入歳出決算および関係帳簿、証書類
- (3) 令和4年度 生坂村福祉センター特別会計歳入歳出決算および関係帳簿、証書類
- (4) 令和4年度 生坂村簡易水道特別会計歳入歳出決算および関係帳簿、証書類
- (5) 令和4年度 生坂村国民健康保険特別会計歳入歳出決算および関係帳簿、証書類
- (6) 令和4年度 生坂村農業集落排水特別会計歳入歳出決算および関係帳簿、証書類
- (7) 令和4年度 生坂村介護保険特別会計歳入歳出決算および関係帳簿、証書類
- (8) 令和4年度 生坂村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および関係帳簿、証書類

大きな2番ですが、

2、審査期間、令和5年7月26日、27日、28日の3日間で行いました。

次 審査の総括的意見、各会計の予算額および支出済み額について、歳入歳出簿、日経簿、領収書、領収証拠書類および出納証拠書類を余すところなく、調査の上、さらにその内容についても検討を加えて審査した結果、それぞれの決算は係数的に正確であり、内容も正当なものと認定しました。

また、各種基金積立金の運用状況につきましても審査した結果、関係帳簿と通帳類は一致しております、適正であると認めました。

令和5年7月28日、監査委員吉澤さんと私池本貞夫でございます。

それでは口頭になりますが、村税をはじめ各種使用料の滞納について、若干意見を述べさせていただきたいと思います。

先程来から村長の挨拶、説明、会計管理者と重複する点があろうかと存じますがご容赦願います。

最初に一般会計であります。

総務課関係では令和4年度分の住宅料の収入未済額が、現年分58万1000円、5名。過年度分0。合計といたしまして58万1000円でした。

次に住民課関係でございます。令和4年度村税の収入未済額は現年分、過年度分を合わせた額になりますが、個人村民税64万8748円、24名。法人住民税5万円、1名。固定資産税182万2100円、55名。軽自動車税は7万2100円、7名。合計としまして259万2948円がありました。

また不納欠損の額につきましては、個人村民税5,500円、1名。法人村民税は0であります。固定資産税、50,800円で4名であります。

滞納者全体の人数が前年度より75名増加し、個人住民税と固定資産税で不納欠損があります。生坂村の貴重な自主財源であります村税につきましては、納税義務者に対し、適切な事務処理をお願いいたします。なお長期にわたり不納欠損を続ける納税者があり、今後納税が不可能である場合には条例改正等によって消去することも必要と考えます。なお、困難案件につきましては引き続き滞納整理機構などを専門家と協力、対応をお願いしたいと思います。

続きまして特別会計について申し上げます。最初に簡易水道であります。

令和4年度の水道料未収額は現年分14万7800円、17名。過年分62万2650円、13名。合計77万450円であります。現年分滞納繰越分の収納率が大幅に改善され、努力の跡が認められました。これ以上は増えないように引き続き徴収率の維持向上に力を入れていただきたいと思います。

水道の有収率ですが、昨年は67.02%、令和4年度が69.89%と改善されております。現時点、監査の月でありますので、8月でございますが、現時点では80.6%ということでだいぶ改善が進んでおります。漏水対策、有収率改善に取り組んでいただいているプロジェクトの皆様の努力が伺

えます。ライフラインとして村民が安心して水道を利用できるよう、今後の方向性について早期に検討し、事業を進めていただきたいと思います。

次に国民健康保険であります。令和4年度の健康国民保険税の未収額は、現年分92万3500円、11名。過年度分322万7366円、10名。合計415万866円で不納欠損はありませんでした。

次に農業集落排水でございます。令和4年度現年分と過年分を合わせました未収額は、下水道使用料が39万250円、12名。合併浄化槽使用料が24万8500円、4名。下水道と合併浄化槽の合計は63万8750円であります。

次に介護保険であります。令和4年度の介護保険料未収額は、現年分20万880円、8名。過年度分33万3670円、3名であります。合計53万4550円であります。

最後になりますが、予算執行上の大きな不用額は年々改善されていますが今後も不用額が見込められる場合にはその都度補正するなど、早めに対処して他事業への財源とすることを検討していただきたいと思います。

自主財源である村税は若干減収となりましたが、依然として国や県からの交付税などに依存した状況は否めないとあります。

ふるさと応援寄附金について、財源効果は顕著であります。今後一層増加に繋がるよう、返礼品等の検討をお願いします。

今後水道、学校、公共施設の改修など多額な財源が必要となることが予想されるため、計画的な財政運営に知恵を尽くして努力していただくことを望みます。

今後も健全な財政運営に配慮しつつ、財源の有効な活用に心がけ確実な事業が執行できることを願い、報告といたします。以上です。

○議長（太田譲君） 以上で監査報告を終わります。

○議長（太田譲君） ここで昼食のため休憩にしたいと思います。

再開は13時20分とします。

休憩 午後0時14分

再開 午後1時20分

○議長（太田譲君） 再開します。

◎日程8・議案第55号

○議長（太田譲君） 日程8、議案第55号「生坂村さぎの平防災拠点施設の指定管理者の指定について」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君）（総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君）朗読説明が終わりました。

◎日程9・議案第56号

○議長（太田譲君）日程9、議案第56号「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第5号）」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君）議長。

○議長（太田譲君）総務課長。

○総務課長（藤澤正司君）（総務課長 朗読説明）

○住民課長（真島弘光君）議長。

○議長（太田譲君）住民課長。

○住民課長（真島弘光君）（住民課長 朗読説明）

○健康福祉課長（松沢昌志君）議長。

○議長（太田譲君）健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君）（健康福祉課長 朗読説明）

○振興課長（中山茂也君）議長。

○議長（太田譲君）振興課長。

○振興課長（中山茂也君）（振興課長 朗読説明）

○教育次長（坂爪浩之君）議長。

○議長（太田譲君）教育次長。

○教育次長（坂爪浩之君）（教育次長 朗読説明）

○議長（太田譲君）議案の朗読説明を終わります。

◎日程10・議案第57号

○議長（太田譲君）日程10、議案第57号「令和5年度生坂村営バス特別会計補正予算（第1号）」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君）議長。

○議長（太田譲君）総務課長。

○総務課長（藤澤正司君）（総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 議案の朗読説明を終わります。

◎日程11・議案第58号

○議長（太田譲君） 日程11、議案第58号「令和5年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第1号）」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君）（住民課長 朗読説明）

◎日程12・総括質疑

○議長（太田譲君） 日程12、これより総括質疑に入ります。

日程7、議案第54号「令和4年度決算の認定」

日程8、議案第55号の事件案1件

日程9 議案第56号から日程11、議案第58号までの令和5年度補正予算3件の計5件について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○議長（太田譲君） 質疑なしと認め、総括質疑を終結いたします。

◎日程13・議案の委員会付託

○議長（太田譲君） 次に日程13、議案審査のため、常任委員会に議案を付託したいと思います。

ただいま、議題になっております日程7、議案第54号から、日程11、議案第58号までの、令和4年度決算の認定、事件案1件、令和5年度補正予算3件の計5件について、慎重審議を期するためそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（太田譲君） 異議なしと認めます。

よって、5議案をそれぞれの所管の常任委員会に付託する事に決定しました。

◎日程14・請願陳情の提出

○議長（太田譲君）　日程14、陳情5、第4号「健康保険証の存続に関する意見書の提出を求める陳情について」を議題にします。

◎日程15・請願陳情の委員会付託

○議長（太田譲君）　お諮りします。

ただいま、議題となっている日程14の陳情1件の内容は、お手元に配付のとおりです。

朗読説明を省略し、所管の常任委員会に付託して審査願うことにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（太田譲君）　異議なしと認めます。

よって、日程15の陳情5 第4号は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、事務局に常任委員会付託案件表を配布していただきますので、しばらくお待ちください。

◎散会の宣言

○議長（太田譲君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月11日月曜日の午前10時から再開し、一般質問を行います。

○議長（太田譲君）　本日はこれにて散会します。

起立。礼。大変ご苦労様でした。

散会　午後　2時00分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和5年9月8日

議長

吉田義

署名議員

望月典子

署名議員

宇引文成

令和5年第3回 生坂村議会定例会議事録（9月定例会）

4日目（9月11日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・一般質問 4人
- ・散会

・一般質問	4 P
吉澤弘迪議員	4 P
山本吉人議員	11 P
島幸恵議員	14 P
平田勝章議員	26 P
・散会	35 P

令和5年第3回 生坂村議会定例会

令和5年9月11日 午前10時 再開

議事日程

【4日目】

日程	議案番号	事件名	備考
		再開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
		散会	

出席議員（8名）

1番 島 幸 恵 君	2番 山 本 吉 人 君
3番 藤 澤 幸 恵 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 謙 君	6番 字 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 中 山 茂 也 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 真 島 弘 光 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 坂 爪 浩 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君 書 記 今 溝 康 平 君

開議 午前10時00分

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) これより令和5年第3回生坂村議会定例会を再開します。

本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会はクールビズのため、暑いようでしたら上着等はお脱ぎください。

また、新型コロナウイルス等感染症予防のため、適宜休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますのでご協力ををお願いいたします。なお、マスクの着用に関しては、個人判断とします。

○議長(太田譲君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあるとおりです。

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番 平田議員、8番 吉澤議員を指名します。

◎日程2・一般質問

○議長(太田譲君) 日程2、一般質問を行います。順番に発言を許可します。

最初に、8番 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 8番の吉澤弘迪です。

私は森林の伐採と、土砂災害というテーマで一般質問を行います。

当村は、急峻な山々に囲まれ、その山は一木一草によって、多量の雨量に対して、保水性が保たれ、土砂崩落を防止して、住民の生活の安全性が保たれています。

私は、今回の一般質問で、森林の伐採と、土砂災害をテーマに、電力会社が送電線下の支障木を皆伐したことにより、山が崩壊し、土砂の流出が発生し、下部の集落、村道、国道に土砂の流出が及んでいる、この危険な状態に対し、大災害の発生する前に、その対策をどうしたら良いか、電力会社の森林伐採の方法の改善と村として防災上、いかにして住民の安全性を守るかについて、振興課長、総務課長、村長にそのお考えを伺います。

質問のに入る前に、皆様に土砂の現状を知っていただくために、議長の許可を得て、

- 1、土砂流出の現状、
 - 2、森林の皆伐による土砂流出の大災害の事例、
 - 3、土砂崩落を防止する皆伐方法と対策
- を、資料としてまとめましたのでご覧ください。

特に電力会社の送電線下の樹木の伐採は、以前は電力会社は、ヘリコプターで支障木を確認して支障となる木だけを間伐していく、土砂流出も少なかったわけですが、福島原発事故以後、経費のためか、全ての樹木を皆伐するようになり、降雨量が増加することも反映して、伐採地から土砂の流出が頻繁に発生するようになりました。

それでは、資料の写真をご覧ください。土砂流出の現状ですが、令和5年6月の集中豪雨で発生したA地点、木村集落上部の電線下からの土砂の流出ですが、ご覧のように発生した集落の上から約60メートル下まで土砂が流出しております。

これは樹木が皆伐されて、送電線下は全て草地になってしまっています。その一部は削れたように山林の表面が流出しています。

これからこれらの草地はだんだん表面が崩壊し、下部に流出し、写真の⑤のような状態となり、たまたま土砂が流出することが起こります。上部の樹木のあるところからは、土砂の流出は、見られておりません。

②は上から落ちてきた、大体60メートルから上から落ちてきた土砂が、下部の鳥獣害の防止柵を10メートルにわたって崩壊しております。

③は、土砂は下部の村道まで流出し、さらに下まで落ちると国道に到達する心配があります。要は他のところで、この上部のところで、他のところにも土砂の崩壊が発生しております。

次に写真⑤ですが、これはB地点 竹ノ本集落上部の送電線下からの土砂の流出です。これは平成28年2月の集中豪雨で、流出が発生しました。

ここはですね、送電線下は造林せずに放置された結果、鹿の影響もあって植物に覆われることなく、常に土砂が流出し、切り株だけが残り、いつ大きな土砂災害が発生するか不安な状態になっています。送電線下の方は、送電線を中心にして、幅30メートル、長さ60メートルの広範囲にわたってこのような状況があり、もし崩落をすると大災害が発生する危険性があります。

⑥はですね、この部分から出した土砂が国道に達しまして、国がフェンスで流出を防止する工事を行っております。フェンスの内側には、多量の土砂が堆積しております。さらにこの国道を越えますと、下に民家があり、さらに大きな災害が発生する危険があります。

写真⑦ですが、これは、雲根林道の両側に雲根山の南側に、頂上から下方に送電線がはられておりますが、その一部は雲根林道と交差をしております。ここのところはですね、下の送電線下の伐採により、土砂の崩落があったため、雲根林道の側面が崩壊している現状です。さらにですね、森林の皆伐に土砂流出の大災害の事例ですが、ここに示した例は、熊本県の八代地区で、2020年7月の降雨時に皆伐跡地で土砂崩れが起き、下に流下し、土砂が擁壁を押し倒して、家屋が被災した例です。

それでは、土砂崩落を防止する方法と対策を、どうしたらよいかということになりますが、まず皆伐を間伐に変えること。雨水の遮断力は、1ヘクタールに対して、1,000本の樹木があると17%、3,000本ある場合には27%という結果が出ております。

なるたけ雨水を遮断するには、間伐率が低い方が良いということが、これでおわかりになるじゃないかと思います。さらに伐倒木の枝を伐採地に残し、等高線に沿って土留めをする必要があると言われております。

2番目として、大切なことは、電力会社が送電線下の伐採を、A地点、B地点は、樹木がなくて土壌が出ておりますので、土壌崩壊流出の恐れがありますので、至急植林が必要であるということです。

上の写真は、松くい虫でやられてしまった樹木を皆伐をして植林をして、綺麗に山が、元のように蘇ったようですが、これは松本市岡田です。このように綺麗な植林をして、土留めをすると、また綺麗な山が蘇ってくる、こういう実例です。

以上で資料の説明は終わりますが、まず最初にこれから質問に入りますが、振興課長にお伺いします。今年の豪雨で、木村部落の上の電力会社が小木を皆伐した結果、跡地の一部が崩壊し、その土砂が集落の一部まで流出しました。この現状を振興課長と日岐係長に調査・視察を依頼しましたが、この現場を見られて振興課長は防災上、いかが思われたかその感想をお伺いしたいと思います。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 8番 吉澤議員のご質問にお答えをいたします。

電力会社送電線下の土砂流出の現状についてでございます。吉澤議員ご指摘のとおり、議員よりご連絡をいただきました木村の現場を、日岐建設係長と確認させていただきました。現場は大変急峻な山腹であり歩いて登るにも大変困難な場所で、写真にあるとおり、送電線下から削がれたように表土が7～80メートルにわたって滑り落ち、下部の村道に流出している状況ありました。

線下伐採により、地表面に露わにしたことが、土砂崩落が発生する要因になったのでは、と感じたところです。以上答弁といたします。

○8番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田譲君） 吉澤議員。

○8番（吉澤弘迪君） 振興課長に再質問いたします。電力会社の送電線下の土砂の流出が行われた事例が、他の地区から役場に報告されたことがあるでしょうか。

もう一つ、送電線下の電力会社の樹木を皆伐した跡地に、今後植林を実施した場合に、不適切な間伐を実施することを防止するために、A地区B地区を所有者として、保安林指定を申請したいと思いますが、その手続きの方法と保安林指定をした場合のメリット・デメリットについてお教え願いたいと思います。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 吉澤議員の再質問にお答えをいたします。

最初に今回ご指摘いただきましたA地点、B地点以外に、村内の方からこういった報告があつたかというご質問でございますが、私のところでは特に今回のA地点、B地点以外には、お聞きをしておりません。

また、先ほどお話をいただきました保安林の関係でございます。保安林でございますが、土砂崩れなどの災害を防ぐ働きをする森林の機能が失われないよう、伐採や土地の形質の変更などを制限し、適切に手を加えて森林の機能を維持しようとするものでございます。この保安林の指定でございますが、県の地域振興局林務課が受付窓口となっておりまして、審査などを経て県知事、また農林水産大臣の許可を受けるようになっております。

続いてメリット・デメリットと言いますか、それぞれ優遇措置ですとか、制限される行為がございます。

まず保安林指定した場合の優遇される措置でございますが、固定資産税や不動産取得税、特別土地保有税など税制面で優遇されるとされております。

また、保安林に指定した際の制限される行為ということで、保安林に指定された森林で、立木を伐採する場合は、指定がされておりますので県知事の許可がその都度必要になります。また、保安林指定する際に、伐採の方法ですとか面積などといったものを事前に計画をしまして、そういうことから制限をされるということでございます。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 今お聞きしますと、申請は楽だけれども、いざ伐採をするときには、非常に難しいということを聞いておりますので、今後、この事は検討する必要があるではないかと考えます。

次に総務課長にお伺いします。木村集落、竹ノ本集落では、過去にも数回の土砂崩壊流出で被害を受けています。この土砂崩壊流出の現状は、大災害の前触れとして見逃すことができない状況だと思います。この区域を、土砂災害危険区域に指定して、住民の安全性を守ることが必要と考えますが、総務課長のお考えをお伺いします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 8番 吉澤議員の土砂災害危険地域に指定して、住民の安全を守ることにつきまして、申し上げます。

土砂災害に関する指定をして、地域住民を守ることについて、防災を所管する立場から申し上げますと、村内には様々な危険な箇所があり、ハザードマップでお知らせをしているところであります。地滑りであったり、土石流であったり、危険な場所についてお知らせをし、村も把握をしておくことで、住民の安全を守ることに努めているところでございます。

様々なこういった危険箇所の指定に当たっては、市町村の意見を聞いて、都道府県が指定をすることということで承知をしておりますが、議員ご質問の地域区域の指定につきましては、指定しない場合、住民であったり、道路等の施設に危険が及ぶということであれば、当該地の土地利用についても検討をした上で、何らかの指定をしていくということも必要ではないかなということではございます。以上でございます。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 先日、災害発生のある時期を迎えて、犀川砂防事務所は村内の危険箇所をチェックする、という放送を聞きましたが、今私が指定したA地点、B地点については、チェックが行われたでしょうか。

また、総務課長の回答の中に、住民や道路に危険が及ぶということであれば、という言葉がありましたが、B地点については平成28年土砂流出の大きな事故がございまして、これは国道にまで及んでいることから、総務課長もご存知なことだと思います。この地点の土砂流出の危険性については、役場職員も現場を見て理解していただいているものと私は考えておりました。これは私の早とちりであったでしょうか。現状でそれらの現場を役場職員が見て確認をしているかどうかお伺いしたいと思います。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） それでは最初のご質問いただきましたものについて私の方で答弁をさせていただきます。今回お話いただいておりますA地点、B地点の箇所について犀川砂防事務所の方で調査があったかということでございますが、こちらの調査につきましては、調査箇所等、私の方では聞いておりません。わかりかねております。以上、答弁といたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） はい。職員がその現場を見たかということですが、防災担当といたしまして、特に、近年は見てない状況であります、当時、国道等に土砂が流出した際には、振興課職員とも連携をして、確認はしたところでございます。以上でございます。

○8番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田譲君） 吉澤議員。

○8番（吉澤弘迪君） 防災上、いろいろな事故が起きますが、その内容について、やっぱり住民も、それから行政もその情報を共有するということが、防災上大変必要ではないかと思いますので、これからも、危険箇所については住民の情報を得て、即役場の職員が確認をして、防災対策をしてくれることを望みます。

次に村長にお伺いします。電力会社が送電線下の樹木を伐採することは、安全性を保持し、土地所有者の契約上、必要なことだと思います。しかしながら、住民の生命財産を守るために、防災上直ちに伐採方法を改善する必要があると思います。さらに、電力会社に対してそのためには、

（イ）「樹木の伐採を皆伐から間伐に直ちに変更すること」

（ロ）「土砂崩壊、流出の危険性のあるA地点、B地点の伐採地には、直ちに植林をして、土砂崩壊流出を防止する」

このことを私は要請したいと思います。

また、村には防災上住民の安全性、村道、国道への土砂の流出を、被害を防止するために、私の要請する（イ）（ロ）の事項を改めて電力会社に要請してほしいと思いますが村長のお考えはいかがでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、8番 吉澤議員の質問にお答えをいたします。電力会社への要請についてということでございますが、まず電力会社が実施をします伐採作業の目的についてでございますが、電力会社による線下の伐採は、架空送電線路の線下並びに線脇に接近した樹木について、電力の安定供給の維持のため、随時または定期的に伐採し、電気事故を防止する作業でございます。

伐採従事者の足場の安全確保のため、間木の除伐や伐採周期の延伸などの理由から、送電線に接近した樹木は全て伐採をしており、基本的には送電線に再度接近しないよう、地権者と交渉の上、根切り伐採を行っているということでございます。

線下、線脇の伐採の影響につきましては、送電線下と線脇の皆伐を実施すると、広い面積の地表を一度に直射日光へさらすことになり、地盤が弱い箇所においては、環境変化の影響が出たり、樹木を切り株だけにした場合は、それらが次第に腐敗すると土壤を確保する能力を失い、土壤流出や崩壊、山崩れなどの危険の原因ともされております。

電力会社の要請についてでございますが、吉澤議員ご指摘の土砂流出の発生したA地点木村集落上部と、B地点竹の本集落上部につきましては、電力会社に写真などにより、状況を報告しているところでございます。

村としましても、昨今の異常気象により、常識を超える豪雨が全国各地で頻発をしている中、当村は急峻な山々が多い地勢であるため、防災・減災に向けた取り組みや対策は一刻も早く進めなければならないと考えております。

吉澤議員ご提案の要望事項であります（イ）の「樹木の伐採を皆伐から直ちに変更すること」（ロ）の「土砂崩落流出の危険性のあるA地点、B地点の伐採地へ植林し、土砂崩落流出を防止することにつきまして」は、当村としましても、今後の対応等をご検討いただくよう電力会社に要望してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 村長から前向きのご回答がありましたので、私もそれを納得したいと思います。ただ伐採については、C地点の雲根林道に沿った雲根山のところは、まだ間伐を行う必要がある余地の樹木が、たくさん残っております。ここには、私も土地を持っておりますし、村有林もございますし、区有林もございますので、これが崩壊しますと下の雲根林道が崩壊する原因になりますので、まだ余地がございますのでこれから伐採方法についてはよく検討をお願いをしたいと思います。

次に、村長に再質問をいたします。過日発生した ハワイ マウイ島の大災害で被災した住民が、火災を拡大した原因となる送電線の電力会社への補償と、それを管理する業務を持っている州政府に対し、訴訟を起こしたということを報じておりました。もし大災害が発生した場合には、村にもその大きな責任の一端が及ぶということを、この事例が示しておりますので、これから留意しなければならないことだと思います。それでは質問いたします。

土砂災害が流出して国道に及んだり、村道に及んだ場合は、国や村の住民の尊い公金を使用して、工事を実施しますが、その不適切な山林の伐採を実施した、さらに、土砂災害を発生した原因の電力会社に、その代償の要求をすることができるでしょうか。お聞きします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、8番 吉澤議員の質問にお答えをいたします。送電線下の伐採により、村の施設に被害が生じた場合でございますが、被害を起因しました原因が、線下伐採によるものだと断定ができる、大雨等の自然災害との関連性も調査をして、被害の原因が伐採によるものと確定をした場合は、原因者に対して補償も検討していかなければと考えているところでございます。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 今、村長のお答えで、その原因が、伐採か、または雨量によるものかということを一応断定して、補償をする、要求する、ということでございますが、なかなかこの主要因については判定が難しいではないかと思います。ただ、防災上自然現象について我々は防止することはできませんが、もう一つの原因の伐採については、防災上、これは前もって防止することができると思います。それが防災というものではないかと私は考えておりますので、でき

ることは、我々として前もって対策をとって、災害を防止するということが肝要ではないかと思います。

次に、続いて村長に、お伺いします。現在、村ではゼロカーボン事業として村内の森林から木材ペレットの原料となる木材の採取を、計画しております。木材の採取には当然森林の伐採が必要ですが、村内の山々は急峻で、近年豪雨が多く発生し、雨量の多い事を考えますと、前述したように木材の伐採には留意しないと、土砂崩壊で、大惨事が発生する危険があります。

村長はこの森林の伐採について、どのように考えておられるかお伺いします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、8番 吉澤議員の質問にお答えをいたします。森林の伐採についてどのように考えているかというご質問でございますが、脱炭素先行地域づくり事業では、木質バイオマスの活用について、村内の山林全域を対象に実際に集材できる樹種や量等の調査を行い、その結果を踏まえて提案書で計画しました内容について、本年度、具体的な設備の導入や詳細な事業設計を構築していくこととしております。

現在業務については、決定業者であります株式会社 エコロミ と、林業調査の下請け業者として伊那市の合同会社 ラーチアンドパイン で進めていく予定としております。

調査では伐採や搬出に関しても、脱炭素事業の共同提案者であります企業組合 山仕事創造者も参画していただき、急峻な場所が多い当村の山林で実際に整備が可能な場所や、当村の整備の方向性について本年度見いだしていきたいと考えているところでございます。

山林の整備は、脱炭素事業にとどまらず、土砂災害の抑制や有害鳥獣対策等、防災や里山の適切な山林管理の面でも重要であると考えております。現在村民アンケートの中で森林所有者へ意向調査を実施しており、将来的な村の山林のあり方も含めて、検討をしていきたいと考えております。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 山林の整備は、村長は、土砂災害の抑制に繋がるということを言っておられました、私も安心をいたしました。防災上、今回の私の質問の目的は、電力会社の不適切な樹木の伐採で、土砂災害が起こる要因であるということを、皆さんに知っていただくことがあります。

村ではゼロカーボン事業の一環として、バイオマス燃料の木材ペレットを原料とした村内の山林からの樹木の利用を計画していますが、それには今まで議論したように、一つは樹木の伐採地が土砂災害が発生しない危険ではないところを選定すること、それから伐採方法については、適切な集材と適切な伐採、さらに植林が必要であると思います。専門家は「木材ペレットは、枝葉を利用する全木集材がおこなわれるが、防災上では、枝葉を残す全幹集材が必要である」と言っております。

私の示したように、樹木の伐採には不適切な皆伐で、八代市のような大災害が行わないことを留意しなければならないと思いますし、松本市岡田地区の松くい虫の森林のように、適切な伐採をして、再び安全な山により戻すことが必要であると思います。

村では予定している樹木を伐採集材する業者は、木材の扱いに慣れた専門家であると思いますが、ただ心配することは、村内の山林の知識には不安が残ります。そのことから、事業予定実施にあたっては、計画地、伐採方法、集材、植林について、村民に計画を事前に情報公開をすることが必要かと思いますが、村長のお考えをお伺いします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、8番 吉澤議員の質問にお答えをいたします。伐採の計画地とか伐採方法について情報公開、ということでございますが、脱炭素先行地域づくり事業では木質バイオマスの活用につきましては、臨時議会で契約締結をお認めいただきました。生坂村脱炭素先行地域事業計画策定および設備設計等委託業務におきまして、村内の林業構築に向けた調査、検討や、実施可能で効率的な方法について提案をして進めておりますので、吉澤議員のご提案の内容について、ある程度固まってまいりましたら、来年1月から2月に村民説明会を行う予定で今進めておりますので、そちらの方で計画地、伐採方法がお示しできれば、そのときに情報公開に努めていきたいと思います。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 住民集会なりを開いて情報公開をするというお話をございますので、安心をいたしました。私今回、山林についてのいろいろなことを調べていくうちに、木材を切るにしても非常に微妙な危険なことがたくさんあるということを知りました。

さらに、先ほども申し上げましたように、生坂は急峻で崩落をする危険箇所はたくさんございますので、バイオマスの材料をとるにしても、危険が及んで大災害を起こさないように留意していただいて、事業を肃々と進めていただくことを希望して、私の質問は終わります。

○議長(太田譲君) 次に、2番 山本議員。

○2番(山本吉人君) 議長。

○議長(太田譲君) 山本議員。

○2番(山本吉人君) 2番 山本吉人です。通告に基づき、一般質問いたします。

近年、生坂村では相次ぐ火災、大雨などの自然災害が増えています。災害時、特に大雨などで、道路に土砂が流れ込んだり、樹木がたまつたりすると、大きな車両が通れなくなります。

そこで、小回りが利き、狭い道でも比較的動きやすいバイクを消防団に配備すべきと考えます。現場確認等がスムーズにできると考えます。また、バイク隊を設立し、機動力を生かし、消防車両が入れない場所での救援物資の運搬や、被害情報の収集などに当たればと考えます。

そこで質問いたします。バイク配備、またバイク隊の設立は可能でしょうか。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 2番 山本議員のご質問にお答えをいたします。生坂村消防団へのバイク配備についてのお尋ねでございます。

まず常備消防であります松本広域消防局の状況を申し上げますと、松本広域消防局では、オフロードバイク6台、50ccバイク36台を配備しているとお聞きしております。生坂村を管轄する明科消防署には、50ccバイク2台が配備されているそうであります。バイクを活用した主な活動としては、山間地や不整地等の消防車両が進入できない場所での情報収集を行うことと紹介されていますが、こうした場合に出動するといった取り決めは、特にないようあります。明科消防署では情報収集や火災の原因調査、火災時の長時間活動時には、消防車両が利用できないため、こうした場合の団員の交代等に利用がされているということのようあります。

村消防団へのバイクの配備につきましては、議員言われるとおり、本村の立地・地形・自然等の条件での活動には有効なことであると思います。また自然災害時には、土砂崩れや流木、倒木などで車両が通行できない場合なども有効であると思います。

一方で火災の場合など、また災害時もそうなんですが、団員の減少というものは、消防車両の出動に時間を要する原因となっており、消防団といたしましては、火災に資する資機材をできるだけ早く現場に出動させ、消防署とともに、消火活動にあたることが必要であると考えます。

本村のような村で、バイクを所有するとなると、緊急用ということはあまり考えられませんので、そうなると、緊急車両ではないため、活動が落ち着いたところでの利用が想定されますが、バイクは単独での行動となること、事故が起きてしまった場合には、事故率それから死亡率、重症率なども高くなること、そういった団員の安全面からも検討する必要があるかと思います。

しかし、これまでの生坂村での災害や火災での教訓として、特に長引く火災では、ポンプへの燃料供給や団員への飲み物などを届けることが必要となっている事例がありますので、そうしたことに対応できる運搬用の資機材などの整備も含め検討をしてまいります。以上でございます。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 答弁ありがとうございました。

先ほど総務課長の言われたとおり、今年の4月にも、非常に難しい火事場ということで、長時間ポンプの燃料等なくなることがあります、非常に困窮していた場面がありました。そこでやはりバイク活動的なビーグルですね、そういうものを消防団には、ぜひお願いしたい、ではなく、ぜひ配備すべきと思っております。

そこで、少し問題を変えますが、先ほど総務課長の方で消防団員の安全、または利便性ということで、バイク以外でドローンの配備、というのを私は考えております。村ではドローン配備等は考えておられるのでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） ドローンのお尋ねについてお答えをいたします。

ドローンの配備につきましては、以前に消防、あるいは村役場の中でも話題となったことがあります。時代の変化により新たにいろんな機器等も生まれてきています。

導入にあたっては、消防団の皆さんとも相談をしていく必要があろうかと思いますし、全体の装備品、消防団にとっての全体の装備品も新しいものも、これまで導入をしてきております。フロートストレーナーなんかも最近できたものかと思いますが、そういったこともございますので、消防団の皆さんといずれにしましても、相談検討させていただいて、その導入につきましては、またお話し合いを進めていきたいと思います。以上であります。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） ありがとうございました。私の方も調べたところ、昨年度、総務省消防庁では、全国の消防団にドローンを本格的に導入する方針を固めてあるようありますし、本年度、3月には奈良県奈良市でもドローンを活用したドローン部隊が設立されたということで、いよいよドローンの配備も可能かなと思っております。ではこちらの方はぜひとも検討され、配備、ぜひともお願いしたいと求めます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、次の質問をしたいと思います。長野県骨髓バンクドナー助成事業補助金について、国内患者にHLA白血球の型が適合するドナー登録者が見つかる確率は、現在95%となっておりますが、実際の移植率は、希望している患者の約55%にとどまり、移植を希望していても、骨髓等の提供を受けられない患者が多くいる状況です。ドナー登録をしていても、健康上の理由を除き、都合がつかない、仕事を休めない、休業が収入に直結する、等の理由により、骨髓等の提供を断念される方が多くいます。村民の中でも、このような理由で断念されている方がいらっしゃると思います。

長野県では、平成31年4月1日から市町村が骨髓等を提供するドナー等に対し、助成をする場合に、その経費の一部補助する長野県骨髓バンクドナー助成事業補助金があります。残念ながら生坂村にはまだ導入されておりません。

ここで質問です。導入する予定は今後あるでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、2番 山本議員の質問にお答えをいたします。

長野県骨髓バンクドナー助成事業の補助について、ということでございますが、骨髓バンクは白血病をはじめとする血液疾患のため、骨髓移植などが必要な患者さんとそれを提供するドナーを繋ぐ公的事業でございます。ドナー登録の条件は、骨髓・末梢血幹細胞の提供の内容を十分に理解している、年齢が18歳以上54歳以下で、健康状態が良好、体重が男性45kg以上、女性40kg以上の方ということでございますが、健康状況により登録できないケースもあるということでございます。

議員ご指摘のとおり、長野県では平成31年4月1日から、市町村が骨髓等を提供するドナー等に対して助成をする場合に、その経費の一部を補助する「長野県骨髓バンクドナー助成事業補助金」を設けており、骨髓等の提供に係るドナーの負担を軽減し、必要とする方が骨髓等の提供を受けられるよう、ドナー等に助成を行う市町村に対して補助金を交付しております。

助成の内容は、ドナーに対する助成では入院・通院・面談1日当たり2万円、10日間を上限にその2分の1を市町村に補助します。ドナーが勤務する事業所に対する助成では、入院・通院・面談、1日当たり1万円、10日間を上限に、その2分の1を市町村に補助することとなっております。

令和3年11月末時点において、県内47市町村がこの助成制度を設けており、生坂村は議員ご指摘のとおり、助成制度を設けておりませんが、1人でも多くの方の骨髓移植を進め、そしてドナーの経済的な支援をするためにも導入を検討してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○2番(山本吉人君) 議長。

○議長(太田譲君) 山本議員。

○2番(山本吉人君) ありがとうございました。私事ではありますが、私も3年前ドナーとして骨髓提供いたしました。そのときも生坂村の方に健康福祉課の方にご相談しましたけども、ちょっと残念ながら、まだ補助金のその制度は導入していないというお答えがありました、非常に残念な思いはしております。それにも増してこれから先のことを考えますと、ますますドナーなりたい方、また骨髓の提供を待っている方がおられると思います。こちらの方、1日も早く検討していただき導入を求めます。よろしくお願ひいたします。以上で私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（太田譲君） ここで換気のため休憩をとりたいと思います。再開は11時10分とします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（太田譲君） 再開します。次に1番島議員。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 1番島幸恵です。通告に基づき、一般質問を行います。

6月定例会に続き、脱炭素先行地域事業に関してのことを中心に質問いたします。小立野の説明会で住民の方が、CO2削減とかゼロカーボンで大儀としては、村民も私も含めて反対する人はいないと思う、とおっしゃっていました。私も、二酸化炭素排出削減の大きな流れに、何ら反対することはありません。国から42億円もの補助金がおりることになったのも、本当にすごいことです。それでも、塩尻市Fパワーについての記事や、安曇野市三郷トマト栽培施設問題の再発防止の提言などを読んで、大きな補助金が出て、事業を始めてもうまくいくとは限らないのだなと私は考えました。

村では、脱炭素先行地域事業の計画を、慎重の上に慎重を期して立てていらっしゃると思います。この事業に期待されている方がいらっしゃいます。心配されている方もいらっしゃいます。提案を審議する私達議員も、慎重になって過ぎることはないと考え、今回の質問を考えました。

7月11日から8月3日まで行政側が全10区を回って、脱炭素先行地域事業についての説明会を行いました。村長、副村長、総務課長、村づくり推進室の皆さん、また各地区担当の職員の皆さん本当にお疲れ様でした。村の皆さんとの声を聞く貴重な機会と考え、私も全ての説明会に参加させていただきました。

それぞれの会場で様々なご意見、ご要望、提案などが出ました。説明会を終えて、村の皆さんの事業に対する理解度への手応え、ご意見から感じしたことなど、村長の所感をお聞かせください。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、1番 島議員の質問にお答えをいたします。村民説明会を終えて、私の所感ということでございますが、今回10区の説明会では、議員各位を含め延べ202名のご参加をいただきました。ご参加いただいた皆さんからは、提案を含めて様々なご意見をいただき、関心が高いものと考えているところでございます。いただいたご意見につきましては、本年度の調査・設計を通じて反映できるものは今後検討をしていくように進めてまいります。

脱炭素先行地域づくり事業は、村全体で進めていく事業でありますので、ご参加いただいている方も含め、今後全村アンケートを通じて、ご意見ご意向等を把握していく他、引き続き必要

に応じてご理解いただくための情報の周知等を行い、事業を推進していくように考えているところでございます。以上答弁といたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ありがとうございます。説明会にいらっしゃれない方もたくさんいらっしゃいました。その方々の意見を聞くために、アンケートが全戸配布されました。説明会を終えた今の時点で、村長のお考へで結構です。どれくらいの村民の方は、この脱炭素先行事業の計画について理解されたとお考へでしょうか。大体こう半分くらいかなとか、ざっくりでいいので教えていただければと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 理解度についてということでございますが、そんなに村民の皆さん、延べで202名だけでございますし、重なってきた方も移住者の方を中心に何名もいらっしゃいましたので、それでも情報公開は 広報いくさか 等で努めております。そういう点では、多くの方が脱炭素先行地域づくり事業については、理解をし始めてきている。また新聞等でも情報提供していただいてますので、多くの村民の皆さんのが生坂村が脱炭素先行地域づくり事業に取り組んでいくということは周知されているのではないかと考えております。以上答弁といたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） いろいろ行政側もあのパンフレットを作ったり、広報いくさか などでも周知をされているので、多くの方がこの事業について理解を始めているということをご答弁いただきました。

次の質問に、移ります。脱炭素先行地域事業では、とても大きな、また様々な事業が計画されています。村長が各説明会の挨拶でおっしゃっていたように、これは住民の皆さんのご理解、ご協力がなければ成し遂げることが困難な事業であると私も考えます。10区の説明会に参加し、皆さんのご理解を得るには、情報公開と対話がとても大切なのではないかと感じました。事業を行う上での情報公開と住民との対話の必要性について、村長のお考へを伺いたいです。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 1番 島議員の質問にお答えをいたします。情報公開と住民の対話の必要性についてということでございますが、情報公開また村民の皆さんとの対話につきましては、大切だと認識しておりますので、必要に応じて実施していくように考えているところでございます。以上答弁といたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ありがとうございます。村の皆さんに、事業についての情報を伝え、村が何をしようとしているのか説明すること、そして対話を通じ、この計画についての説明責任を果たせて、初めて皆さんに理解をしていただき、ご協力いただけるのかと私は考えます。先程、かなり多くの方が理解を始めている、という答弁をいただきました。これから調査をして、詳細な設計をしていくということなので、説明会のときは「これから検討します」というようなお答

えが多かったかと思うんですけども、この事業を進める前にもっと住民の皆さんに情報を伝える、対話をし、説明責任を果たした上で進めていけたら、もっと皆さんのご理解、ご協力が進んだのではないか、こんなふうに考えています。

次の質問に移ります。令和5年3月22日に行われたゼロカーボン推進プロジェクト会議冒頭、村長は、「本会議もますます重要になる、新体制か拡充か検討したい、また、議事録の村民への共有していく必要がある」これ会議録概要のままなんですけども、と挨拶されています。

会議録をどのように村民と共有していくのでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) お答えをいたします。ゼロカーボン推進プロジェクト会議の会議録につきまして、私もブログで発信をしておりますが、今後は要旨をまとめて公開をするように考えております。以上、答弁といたします。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 要旨をまとめて、どのように公開するように考えられているのでしょうか。再質問お願ひいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) お答えいたします。細かく詳細に掲載をしても、専門用語等もございまして長くなってしまいます。わかりやすく要旨をまとめられれば、私はいいのかなと。村民の皆さんにどのぐらいの情報提供ができるかということは、文章だけではなかなか難しい問題もありますし、定期的に村民説明会、1月から2月に実施する予定でございますが、それまでにどのくらい調査・設計が進むかということも段階的にお知らせできるかどうか、事務事業のサポートをする会社も決まりましたので、そちらの方とも協議しながら進めていきたいと思います。以上答弁といたします。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 図書室に予算書を置いてくださっているんですけども、予算書などのように議事録なんかも生坂村図書室に置いていただけると、皆さん見やすいと思うんですけども、いかがでしょうか。また村民の方が希望されたら、ゼロカーボン推進プロジェクト会議の傍聴なんかはできますでしょうか。以上2点お願ひいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) お答えいたします。図書室に置くことは良いかと思いますが、どのぐらいの内容、また、どのくらいの時間で用意できるかは、今後検討をしていきたいと思います。

また傍聴につきましては、傍聴された方がとり方によって曲げたとり方をされる方もおいでになりますんで、できればこの委員の中でしっかり検討協議を進めていきたいと思います。以上、答弁といたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） はい。図書室に置くのが、ご検討いただけるということで、お願ひいたします。傍聴ができないというのは残念ですけれども、会議録なんかがなるべく公開されると、早く公開されるといいです。説明会の中で住民の方からの意見として、みんなで勉強して、より良い方向を作っていく仕組みを作って、そういう会の場なのが何なのか、話が皆さんができるようなところを作ってほしい、というような要望も出ていたので、ぜひ検討していただきたいです。

次の質問に移ります。議会の議長と副議長が、推進側であるゼロカーボン推進プロジェクト会議に、村民から負託を受けた住民の代表として、計画の初期段階から入っています。また、議長がプロポーザル公募の審査に参加し、その後、臨時議会が開かれ、審査に通った事業者が議会で賛成多数で承認されました。議決機関である議会の議員が、計画の最初から行政と事業を推進しているように見えます。これは問題ではないでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは1番 島議員の質問にお答えをいたします。脱炭素事業と議員の関わり方についてということでございますが、当村ではゼロカーボン推進プロジェクト会議だけではなく、各種委員会も、議員各位にご参画をしていただき、協議を進めているところでございます。

事業を進めていくにあたり、内容をこと細かく説明する委員会に参画することで、事業の内容を詳細に知っていただくことになり、議案審議時には、深く意見を交わせると考えておりまし、各種委員会に参画していても最終的に議案を採択するか、採択しないかを決めるのは議員自身だと考えているところでございます。

また、議長のプロポーザルの審査員につきましては、6月の定例議会でこの事業は賛成が6名、反対が1名でお認めをいただいた事業であり、脱炭素事業について深く理解している議長に加わっていただいて、事業の実施状況を監視する議員としても、審査に加わっていただくことについて問題だとは考えておりません。以上答弁といたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 議会は地方公共団体の意思を決定する機能および執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された長、執行機関と相互に牽制し合うことにより、地方自治の適正な運営を期すること、とされています。

ゼロカーボン推進プロジェクト会議のように、事業の最初から議員が参加していると、採択するかしないか、最終的に決めるのはもちろん、議員自身だとしても、途中で駄目だとは言い難いのではないか。また、行政と一緒に事業を推進していくことで、議会の独立性を担保することが難しくなると考えます。

議会は、複数の代表で構成される合議制の機関として、審議の場に多様な意見を反映させ、審議の過程で様々な意見を出し合い、その可否について決定する権限を有しています。このような大きな事業においては、私達議員が主権者である住民に代わって、執行機関を監視・評価するチェック機能を果たしていくことが大切ではないでしょうか。議長が審議に加わって、とった事業者を議会で議決するというのは、通常では考えられないと、他市町村の議員さんはおっしゃって

いました。外から見ると、議会が行政と一緒にになっているように見えるのかもしれないが、この仕組みは変えていくべきではないでしょうか。

次の質問に移ります。地域住民との協議についてです。説明会では、野立ての太陽光パネルを設置するにあたり、景観について、また自然災害が起こったとき心配だ、という声が上がっていました。行政側から山を切り開いての設置はしない、必ず地域の皆さんと協議をし、合意をとつて設置場所を決める、と回答がありました。地域の皆さんとの協議は、

1番、いつ頃を予定されていらっしゃるでしょうか。

2番、生坂村の条例では、パネルを設置する地点から100メートルの地権者の許可を取らないと設置できないことになっています。協議の場に呼ばれるのは、設置場所からどこまでの範囲の住民でしょうか。

3番、地権者が不在地主であった場合、実際に住んでいる住民の意見は聞かれるのでしょうか。

4番、子供たちが通う保育園、小中学校のパネル設置に関しては、保護者等へのご理解を求めていくよう、内容説明を行っていくとの回答がありました。他の公共施設、例えば 宇留賀山清路の里資料館 では、野立てで59キロワットおよそ畳147枚分の太陽光パネル設置が計画されています。このような公共施設にパネルを設置する場合も、住民に説明、協議の場を設け、合意を取つてから設置するのでしょうか。

ちなみに山清路の里資料館については、道を挟んだ向かいに遊休農地として地図上に赤い四角が書いてあり、50キロワット、およそ畳125枚分の野立てのパネルの候補地になっています。資料館の屋根にも19.8キロワット、畳およそ50枚分のパネルをのせることが計画されています。総務課長、よろしくお願いします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 1番 島議員の野立て太陽光発電所に関する地域住民との協議についてのご質問にお答えをいたします。

1つ目のご質問ですが、いつ頃から協議を始めるかということですが、地域の皆様との協議は、11月ごろから実施をする予定としております。聞いております。

それから2番目の質問ですが、どの範囲までの住民が呼ばれるかということですが、野立ての太陽光発電所につきましては、各区の区長さんに協力をしていただきながら、各区で候補地を挙げていただくことを想定しております。したがいまして、協議の場に参加するのは区ごと決まってくるものと考えておりますが、これは条例を守りながらのということが前提にあるかと思います。

不在地主のお話でしたが、オフサイトPPAにつきましては、地権者が不在地主の場合であっても、2番で申し上げましたとおり、各区での協議を想定しております。

4つ目のものですが、各地区の説明会でも申し上げているとおり、環境省に提出をいたしました提案書の内容につきましては、提案段階のものであり、実際の設置場所や発電量等については本年度、株式会社いくさかてらすが所有者や施設管理者と設置の同意に基づいて進めいく予定をしております。また、公共施設での設置の同意は施設管理者を基本といたしますが、設置に当たりましては安全対策を講じていくよう配慮をしていくほか利用者への理解や周知を図つていくということでございます。以上であります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 野立てのパネルの設置場所について、心配する声があったので、地権者ではなくても、各区の協議に参加できるということは、住民の方が安心できることだと思います。

2番について、ちょっとお伺いしたいんですけれども、野立て太陽光発電所については、各区の区長さんに協力していただきながら、各区で候補地を挙げていただくことを想定します、というご答弁をいただきました。申請書に、遊休地として野立ての太陽光パネルを設置する候補地が載っています。もしそこが嫌で、それ以外のところが良かったら、区長さんに協力してもらって区長さんが他の候補地を見つけてくるということでしょうか。こちら教えてください。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えいたします。先程も申し上げましたとおり、提案書の内容につきましては、提案段階ということでありまして、それが全て決定をしていくということではございません。説明会でも、各区の中でもいろんなこういった場所があるというそういう意見も出ましたので、区ごとに、そういうご意見も参考にしながら、これから決めていくということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） すいません。ちょっとわからなくって、区長さんに協力していただくっていうのは区長さんに出してもらうということではないですか。区長さんが、ここがいいっていうことではないですか。すいませんちょっとわからなくって。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 区長さんが個人的に挙げてくるということではなくて、区の中でお話し合いをしていただいたり、こちらの方からも、もしこういった場所どうですかっていうそういう提案もあるのかもしれませんけども、それはその場所ごとに、区長さんや村がその地域がいいかということを含めて検討をしていくということでありますて、あくまでも地域のことを知っていただいている区長さんにご協力をいただいて、提案をしていただきたいというお話であります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） すいません。何回も、ありがとうございます。区長さんもね、すごく、日ごろお忙しいと思うので、区長さんがね、どうすんだろう、大変だなと思ったんですね。確認をさせていただきました。

今年度P P Aの調査、設計費として民家で1500万円、民間施設で300万円、公共施設で1200万円、野立てで800万円、計3800万円が出ています。これは、いくさてらす が実施する事業のことでした。

古坂の説明会のときに村が発注する事業なので、最終的に村に責任がある、住民の協議を調査を請け負う いくさてらす に丸投げすることはない、とお答えいただきました。

区でね、調整するというような、区長さんにもね、協力していただいてというお話だったんですけども、やはりパネルこの候補地っていうのを決めるときに、やっぱり、ここだとこの人がい

やだとか、こっちはどうだ、みたいな住民間の調整っていうのもすごく大変だと思うので、村といくさかてらす で何かやっていただくっていうことはどうでしょうか。住民も自分の住んでるところなので、話をするっていうのもそうなんですかけれども、調査費っていうのも結構出てるわけですし結構その区長さんとか住民間で協議をするっていうのも結構大変なことなのかな、というふうに思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） いずれにしましても、協議でありますので、どちらかが一方的に決めるとか、どっかが一方的に決めるそういうものではないわけであります。

村の事業として大きな事業として、いくさかてらす が入って、事業の方を進めていくということでありますので、当然生坂村と いくさかてらす、そして野立ての場合には各地区の皆さんにご協力を来ていただかなければなりませんので、その皆さんには十分説明をさせていただいて、住民の理解を来ていただいた上で事業になりますので、その中で地域のことをよく知られている区長さんにも、実情等について村の方にいろいろお話を来ていただいたらしく、時には、もしかしたらその地域内の調整もお願いしなければならないこともあるのかもしれませんけども、それにつきましてはそのそれぞれの地域ごと、いろんな事情ですとかね、これまでの歩みがありますので、そういうことも含めて、区長さん、それから村、いくさかてらす が協議をして進めていく、ということでご理解をいただきたいと思います。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ありがとうございました。いずれにしましても、きちんと協議の場を持ってくださるということで、とてもやっぱ住民の方も安心なさると思います。

次の質問に移ります。第3セクターである株式会社 いくさかてらす の経営が、万が一赤字になつたら、出資会社は一緒に負債を負ってくれるのでしょうか。経営悪化時について、出資会社とどのような合意がなされているのか教えていただきたいです。また、脱炭素事業説明会のときに村民から「会社が赤字になつても、村として損失補填をしないという条例を作つたら村民が安心できるのではないか」というご意見が出ました。そのときは、村長は検討すると回答されました。赤字の損失補填を村として行わない、という条例を作ることについて、今のお考えをよろしくお願ひします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 質問にお答えをいたします。損失補填をしない条例作成についてということでございますが、村が出資しました地域エネルギー会社株式会社 いくさかてらす の経営につきましては、村が補填、損失補填を行わなくても良いように様々なステークホルダーにリスク分散した形の事業スキームを形成することが重要でございます。具体的には、村が損失補填するような形式で、民間金融機関から資金調達する方式は採らず、事業そのもののキャッシュフローに依拠した形式で民間金融機関から資金調達する予定であります。

一般企業の事業とは異なり、エネルギー事業では、こうした形式の資金調達が一般的であるとされております。株式会社 いくさかてらす の損失補填をしない条例についてはこのように資金調達を行う面や運営についても、赤字経営になるリスクが少ないと考えておりますので、現在の

ところ、条例を制定する考えはありませんし、株式会社 いくさかてらす と経営悪化時の合意は行っておりません。以上答弁といたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 言葉を知らなくて、私の通告書に損失補填と書いてしまったんですけれども、行政では損失補償、債務保証というふうに言うっていうのは知ったんですけども、結局いくさかてらす が金融機関から融資を受けるときに、村が債務保証をする必要はありますでしょうか。それは必要ないのでしょうか。これが1点目。

キャッシュフローに依拠した形で、形式で融資を受けるというのは、事業自体の収益性に着目したプロジェクトファイナンスのことをおっしゃっているのかと思います。プロジェクトファイナンスでは、銀行はプロジェクトのキャッシュフローや資産からしか返済を受けることができません。原則として事業を実施する企業自体は、返済の義務はありませんが、リスクの分析や条件交渉等で膨大な時間がかかる上、弁護士等の専門家の費用も莫大なものになり、大変なようです。でもプロジェクトファイナンスを利用して融資が受けられるということは、金融機関から同意を得ていることでしょうか。これが2点目です。

あとプロジェクトファイナンスで融資が受けられるという同意を得られているとして、まだ実績のない、できたばかりのいくさかてらすに融資をするに当たって、一時的にでも、金融機関が村に債務保証を求めるということは、ありませんでしょうか。以上3点についてお答えをお願いします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） はい。今の点はちょっと実務的な面もありますので、私の方からお答えをさせていただきます。まず損失補償するための村の保証ということですかね。それは現在行うようには考えておりません。そして、キャッシュフローについても事業の実務的また実勢を考慮しながら、現金事業費の流れを汲みながら、金融機関にしっかりと説明をして、そこで貸していただける金融機関と調整をしていく予定であります。

そしてもう1件、金融機関とどこの金融機関から借りるということは調整中ですので、現在決まっておりません。

それとあと一時的にでも、村の方で担保するってことですかね、島議員の言ってる内容は。村の方でその債務保証をするようなことも現在のところ考えておりません。以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） キャッシュフローに依拠した形でということだと、先程も申し上げましたとおり、銀行が、キャッシュフロー や資産からしか返済を受けることができないので、今までの実績っていうか儲けがない、大企業とかだったらその事業で儲けがあってそこで返していくっていうことで、そのプロジェクトファイナンスっていうのが利用は出来るんですけども、いくさかてらす が結局どこの金融機関とその金融機関から融資を受けるっていうことはまだ決まっていないということで、すいません確認です。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長(牛越宏通君) お答えいたします。先程も申し上げましたが、2度目の回答になります。金融機関は決まっておりません。以上です。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) ということはキャッシュフローに依拠した形でそのまま資金を調達できるかとか、プロジェクトファイナンスを利用して融資が受けられるかっていうのも、まだ金融機関さんとの話し合いによると思うので、そのところも決まっていないのかなというふうに私は理解しました。もしその金融機関さんとのその協議なんかによっては、キャッシュフローでその融資をするというのは、そこからだけしかその利益だけからだけしか返済っていうのが受けられないで、かなりその銀行側の方もリスクを負うことがあるので、ものすごく分析なんかをするみたいなんですけれども、利益っていうのが、もしだできただばかりの会社とかで、はっきりしない時っていうのは、債務保証っていうのを求める時があるみたいなんです。その債務保証をしなければ、もしならなくなつた場合、村にどのようなりスクがあるのかなど、わかつた時点で教えていただきたいです。

今、将来負担比率などは、生坂村では数字が入っていない状態ですけども、もしかしたら将来負担比率に採算を考えたときに、もしかしたら数字が入ってくるのかなど計算など試算ができた時点で、教えていただければと思います。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) 今の質問と、こちらの方の考えてることと、どうも相違がありますんで、ちょっとお答えさせていただいていいですか、今の質問を村民の人たちがこれICN見ますんで、誤解を及ぼす恐れがあるんでちょっと説明させていただきたいと思います。

○議長(太田譲君) はい、わかりました。島議員、いいですか、副村長ご説明したいということですが。

○1番(島幸恵君) はい、はい

○議長(太田譲君) すいません、確認でした。

○議長(太田譲君) 続けてお願ひします

○副村長(牛越宏通君) ちょっと待って、途中になってしまいしますんでちょっと頭を戻しながら説明をさせていただきます。

一般的の事業と違いまして、エネルギー事業というのは、いろいろの方でも支援をしていただいているような事業で、金融機関についても強く注目をしている事業であります。ですので、あくまでも村が債務保証せずにいくさかてらすでは、お金を融資していただきながら進めていきたいというふうに考えておりますし、そういう方法を模索しておりますし、先程申し上げたように、融資を申し出ている金融機関もございますので、その辺だけは——。それとあと、将来負担比率にはこの融資をしたことによって村が補填をしなければ、一切関係がないと思いますので、

あくまでも生坂村が物を借りれば、将来負担比率に影響しますが、いくさかてらすがお金を借りても、将来負担比率には一切影響することはありません。以上答弁といたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） ありがとうございます。私もね、なかなかわからないもので、債務保証を、もししなければならなくなつた場合ということで、将来負担比率にも言及させていただきました。

次の質問に移ります。マイクログリッド事業についてです。脱炭素説明会で、村民からいいことばかりではなく、事業を行うにあたつて、どのようなリスクがあるのかも語ってほしいという意見がありました。

公費で北海道鹿追町に視察に行かせていただき、自営線マイクログリッドは1キロメートルあたり1億円かかると言われているものだと知りました。鹿追町では3キロメートルの自営線が構築されていました。生坂村では6.5キロメートルの自営線が計画されています。鹿追町では270キロワットの蓄電池を1億円で入れていて、生坂村ではそのおよそ7.4倍の2000キロワットの蓄電池を入れる予定です。

説明会で、マイクログリッド内での電力は、避難施設や災害時対応が必要な施設等グループで供給し合うもので、災害に強い、停電に強い地域づくりを進めるものだという回答がありました。

莫大なお金を使って、わざわざ電柱を立て、電線を引かなくても、それぞれの施設に蓄電池を置いたらいいのではないか。とくに大規模な災害時には、自営線の電線や電柱、ネットワークが正常に機能しているという保証はないですし、容量の大きな蓄電池にも限りはあります。人件費や維持費、建設費などを勘案すると、設置するリスクの方が大きいのではないか、と私は考えます。

マイクログリッド建設、維持管理においては、どのようなリスクがあるとお考えでしょうか。また、勘案されるリスクを上回るメリットは何でしょうか。お答えください。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えをいたします。マイクログリッド事業についてのお尋ねであります。

議員が視察に行かれました鹿追町の自営線マイクログリッドは、町の酪農経営安定化や、それまでの先進的な環境施策展開から時代を率先して実験的な事業として行われていることから、費用につきましては現在生坂村で進めているものとは、ちょっと参考にならないものかなというふうに考えております。

自営線の配電線につきましても種類があり、生坂村での自営線は電圧降下対応設備、変電器などを含み1キロメートルあたりの事業費で4000万円程度を想定しております。蓄電池につきましても、年々価格低減が図れており、現在は容量の270キロワットアワー程度であれば、3分の1程度で購入可能と聞いております。

事業費につきましては、鹿追町が実施した数年前とは全く異なるものと考えており、地域の課題解決に寄与するものと考えております。

蓄電池についてありますが、蓄電池につきましてはそれぞれの家庭や建物だけに設置するよりも、それら建物の電力消費量をカバーする大きな蓄電池を一つ設置することよりもその方がコストメリットがあるということから、既存の配電線を活用したマイクログリッドは運用が難しい

ことから、需給調整用の大きな蓄電池と、自営線を活用したマイクログリッドの方が費用対効果が高いと言えます。

災害時のレジリエンス機能につきましては、広域ネットワークを組んでいる既存の配電線網よりも、小規模分散型ネットワークである自営線マイクログリッドの方が高く、ネットワークも他の地域の影響を受けない分、マイクログリッドの方が強いものというそういう考え方が一般であります。

マイクログリッドに万一事故があった際のバックアップは、中部電力ネットワークの既存配電網と疎結合していることから、電力需要家への電力供給面での不安はないというふうに考えております。

最後にマイクログリッドのメリットであります、災害時のレジリエンス効果、復旧ですとかそういった効果であります、復旧回復力、そういった機能向上もありますが、2050年の脱炭素社会構築を考えた場合、太陽光発電や蓄電池などの小規模分散型電源の導入拡大は必須であり、その小規模分散型電源の導入拡大には小さなエリア内で余剰電力、不足電力を融通し合う電力需給管理システムが必須であることから、マイクログリッドは再エネ普及拡大に大きく寄与する仕組みだと考えております。

電力システム構築が大きく進行する中、遠方の大規模発電所から電力を供給してもらう仕組みから、エネルギーの自家消費、地産地消がベースの小規模分散型の仕組みへ変わってきており、今後2050年に向けて、生坂村内において上生坂区以外の地域で小規模分散型電源を上手く活用するには、今回設置する上生坂区のマイクログリッドでの運用実績を反映させていくことが可能となります。そのチャンスを環境省脱炭素交付金で得られたということは、村の未来にとって大きな意味があるものだと考えられます。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） メリットをたくさん言っていただいたと思うんですけども、デメリットはないのかなっていうのも思います。ブドウ農家の方に、何人かお話を伺ったんですけども、ハウスがあってもそんなに電気は使わないけどなっていうこととか費用対効果はあるのかなっていうことをおっしゃっていました。

構築するにしても、マイクログリッドは短い距離にどれだけたくさんの施設があるのかというのが事業性を高める鍵だと鹿追町の担当者の方からお話をいただきました。1億円からすると1キロメートル当たり4000万円っていうのは、比較すると安いのかもしれませんけれども、どちらにしても莫大な税金を使う事業です。やはりこの事業に対しても、デメリットっていうのを、なんか何も言わないっていうのは説明責任が果たされていると言えるのかなというふうに思います。この事業に対してどれだけの方が理解し賛同しているのか、また住民の方が理解し、同意しないままであるなら、進めることはできないのではないかと私は考えます。

次の質問に移ります。公文書開示についてです。

生坂村は脱炭素先行地域に採択され、環境省から42億円の補助金を受け、60億円規模の事業を行います。長野県内のみならず、全国の都道府県から注目を集めていると考えます。また、これから莫大な税金を使って事業を行うので、請求されたときに、公文書の適切な情報開示を行う必要があると考えます。

生坂村の情報開示条例では、生坂村に住所がある、生坂村に事務所事業所がある、生坂村に通勤または通学している、実施機関が行う事務事業に利害関係があるものしか情報開示が、開示請求がかけられません。近隣の筑北村、麻績村、池田町の条例には、この制約がありません。

生坂村も誰でも情報開示請求ができるようにするべきではないでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 公文書の公開についてのお尋ねであります。生坂村公文書公開条例であります。筑北村、池田町は情報公開条例であり、当村の公文書公開条例の内容と少し違います。それから麻績村も例に挙げられておられましたが、麻績村は当村と一緒に公文書公開条例で、内容も本村と同様の規定かと思います。

誰でも情報公開請求ができるようにするべきではないかというお尋ねであります。今の申し上げました上で、生坂村での条例では、第5条第2項で「実施機関は、前項に規定するもの、前項というものは先程議員がおっしゃられた皆さんですが、前項に規定するもの以外からの公文書の公開の請求があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。」とされており、請求の内容を審査確認し、条例に沿ってこれまで適切な公開に努めてきているところでございます。以上であります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 行政は住民のために、住民の意を受けて仕事をしています。ですから、そのために必要となる情報や、役所が作る文書は本来、村民、住民、国民のもので、村はその大切な情報を預かっているわけです。

ところでは、公文書公開条例の目的に、市の保有する情報は、市民共有の財産と明記しているところもあります。

生坂村民や生坂村関係者、利害関係があるものしか情報公開請求ができないのは、本来の公文書公開条例の趣旨に反するので、誰でも情報公開請求ができるようにすべきと考えます。加えて生坂村では、情報公開請求に請求目的を記入する必要があるのですが、これも知りたいから、情報公開請求をするのであり、請求目的の記入は不要ではないでしょうか。目的を記入することによって、行政側が不適切な情報公開をした事例もあるので、むしろ理由を聞かない方が公正な情報公開に繋がります。

以上2点の条例改正についてお聞きします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 誰でも請求できるようにすべきではないかとそういうお尋ねでございましたが、先程も申し上げましたとおり、できないということを言つてゐるわけではなくて、第5条2項で、前項に規定するもの以外からの公文書の公開請求があつたときはこれに応じるよう努めるものとするということで実際にそういった事例もこれまでありました。公開もしてきております。そうしたことからも近隣の情報条例なども確認をしながらさせていただきたいと思います。

それから申請書への目的の記入であります。この辺につきましても、やはり近隣も同様なものになっているのではないかと思うんですけども、何でもかんでも出せばいいというものでもないような気がします。公文書でありますし、いろんな内容が書かれているものもございますので、そこから外さなきやいけないものもあるかと思いますので、それにつきましてはまたこちらの方で検討はさせていただきますが、できるかできないかということは、また検討の結果となりますのでお願いいたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 第5条の方で、誰でもというか請求された方に開示することをしているというふうにおっしゃっていただいたんですけども、先程から申しますようにやはりこういう公文書っていうのは皆さんの財産だと思うので、ぜひ前向きに検討していただいて、ここに誰でも請求ができるのであれば、その条例の中のこの住民、生坂に住所があるという利害関係があるなどという項目も取ってもいいんじゃないかなというふうに考えます。

本当に大きな事業をこれから生坂村はやっていくわけですし、本当に情報を公開する、皆さんに情報を伝えていく、皆さんの財産である本当に情報を、誰もが請求できるようにするっていうのは、ものすごく大切なことであると思います。ぜひ前向きに検討をお願いいたします。

○議長（太田譲君） 島議員。1分前です。

○1番（島幸恵君） はい。時間がなくなってしまいました。

議員としていろんな資料をいただきに行っているんですけども、なかなか以前議長から行政側から以前はそんなことはなかったんだけれども資料を請求しに来る議員がいて、職員から仕事が手につかなくて困っている、苦情が来ているというようなお話をありました。

必要なもの、令和3年度の決算書などをもらいに行っていたんですけども、皆さんのお仕事の邪魔になつていったら申し訳なかったなというふうに思います。

あと10秒になつてしましました。職員の皆さんのお仕事っていうのはすごく多岐にわたって皆さんお忙しいと思うんですけども。

○議長（太田譲君） 持ち時間が終了しました。一般質問を終了します。

○議長（太田譲君） ここで昼食のため休憩にしたいと思います。

再開は13時15分とします。

休憩 午後0時05分

再開 午後1時15分

○議長（太田譲君） 再開します。

○議長（太田譲君） 引き続き一般質問を行います。次に7番 平田議員。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 7番 平田勝章です。通告に基づき、一般質問を行います。令和5年4月1日より法改正が行われ、相続登記が義務化され、被相続人が亡くなつてからの期限が設けられたとありますが、個人の場合の対応はどのように変わるのでしょうか、についてですが、相続登記が義務化され、被相続人が亡くなつてからの期限が設けられたことから、ほとんどの方は

相続の手続きは1年以内に行う人は多いと思いますが、中には諸事情によって、相続手続きを行っていない方もいると思います。それでも固定資産税はその子供さんが納めている人は多いと思います。

ここからは、令和4年6月議会の一般質問でも質問をしておりますが、全国では農地や山林などの土地所有者がわからないなどの実態が明らかになっております。これは、親が亡くなった段階で、子に相続登記がされなければいけないのですが、兄弟がいても、先祖伝来の土地は大事にしなければいけない精神が、今はなくなりましたし、評価価値がなく売れることのない土地は、なかなか相続登記が行われずに相続を放棄するなどの実態があるそうです。

そこで当村においても、土地の所有者が不明になって、貴重な固定資産税が払ってもらえないことも考えられます。多くは、被相続人が亡くなっても誰かが税金を払っていることが多いのが現状と考えられます。

所有者不明土地については、相続登記がされないことなどにより、不動産登記簿により、所有者が直ちに判明しない土地、所有者が判明しても、この所在が不明で連絡がつかない土地を所有者不明土地というそうですが、所有者不明土地となってしまう背景としては、相続登記の申請は義務ではなく、申請しなくとも不利益を被ることは少なく、都市部への人口移動や人口減少、高齢化の進展等により地方を中心に土地の所有意識が希薄化、土地を利用したいというニーズの低下などがあります。

問題としては、所有者の探索に多大な時間等が必要であり、公共事業や復旧復興事業が円滑に進まず、民間取引や土地の利活用の阻害要因、土地が管理されずに放置され、隣接する土地の悪影響が発生するなど、様々な問題が発生しているとのことです。ここまでは6月、昨年の6月で住民課長が答えたところです。

先日も 池坂やまびこ会への来賓の挨拶の中でも申しておりましたが、全国の所有者不明土地が占める割合は九州本島の大きさに匹敵するとも言われています。今後ますます高齢化の進展による死亡者の増加により、ますます深刻化する恐れがありその解決は近々の課題とされていると答えられております。

そこで質問なんですが、宅地、建物、農地、山林などの不動産は登記をせずに10年が過ぎると、これは民法904条の3では具体的な相続分が適用されなくなるとありますが、罰則内容はどのようにになりますか、について質問いたしたいと思います。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） それでは、7番平田議員への質問にお答えしたいと思います。罰則につきましてでございますが、その前に一般的に遺産分割の関係を申したいと思います。

一般的に遺産分割をする際には、法律で定められた相続分等を基礎としつつ、生前贈与を受けたことや、療養看護したことなど、個別の事情を考慮した具体的な相続分を算定します。しかし、遺産分割がされないまま長期間放置されると、具体的な相続分に関する証拠等がなくなり、遺産分割が難しくなることから、被相続人の死亡から10年を経過した後に行う遺産分割は原則として、具体的な相続分を考慮せず、法定相続分を指定相続分によって行うこととする新たなルール、民法904条の3でございますが、が導入されました。この規定は、相続登記の義務化に関するものではなく、遺産分割に関するものであるため、10年を経過しても、遺産分割が行われないことによる罰則はないものと考えます。ただし、遺産分割が成立してから3年以内にその内容を踏まえた登記を申請すれば、10万円以下の過料の適用対象となります。以上、答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） ちょっと再質問したいと思います。

遺産分割といいましても、例えば自分の場合だったら、農地とかそういうものしかなくて、他にお金があるわけじゃないし、何もないもんて分割するものはないんだよね。そうすると、相続そういうときに、この兄弟とかがいた場合には、相続放棄を普通はしますよね。そのときにやつちやうから、分割放棄っていうのはない、用がないっていうか、そういう具合になると思うんですが、そういうような場合には、そういう先程の10万円の罰則とかっていうのは、関係なくなるんだよね。どう。おわかりになつたら

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） それでは、再質問につきまして、お答えしたいと思います。相続放棄をされているのであれば、その相続分割が成立した日から3年以内ということもありますので、その内容を踏まえた登記を申請しなければならない、3年以内にその内容を踏まえた登記を申請しなければならないということで、10万円以下の過料の適用対象となり得るのではないかと思われます。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 次の質問なんですけども、村内では登記がまだ行われていない方の件数は、把握できておりますか、について質問いたします。

要はこれは何代にもわたって登記が行われていない人もいると聞きますけども、まず代を超えての登記はできないとのことです、そのような事案もあるのでしょうか、ということで質問したいと思います。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） それでは登記がまだ行われていない件数についてのご質問にお答えしたいと思います。相続登記が行われていない件数につきましては、全体としましては把握できておりません。また、何代にわたって、登記が行われていない事案もあると思われます。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 再質問したいんですけども、令和4年の6月定例会の回答では、現在把握している土地の所有者不明者数は、208名で、全体の課税標準額は547万704円であり、税額にすると7万6500円と答えておりますけども、そしてその内1名の方については、固定資産税の課税対象者となっているとの回答でした。また他の方々については山林や原野などの評価額の低い地目であり、固定資産税免税点未満の課税標準額が30万円未満の土地であり、固定資産税は課せられない土地です、と答えられておりますけども、法律などでは相続未登記の土地と所有者不明土地とは、違うものなんでしょうかってことできつと質問したいと思います。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） それでは再質問にお答えいたします。未登記または所有者不明土地につきましては、意味としては同じことでございます。相続が起きた後に相続登記が行われず、亡くなった人の名義のまま長年放置されてしまった土地というものが未登記土地または所有者不明土地ということで定義がなされております。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） そうすると先ほど把握できていっていう話でしたが、今そちらの所有者不明の土地からいうと、208名とかっていうことも一つの参考の数字としては言えるということでいいでしょうか。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） その一部として207名の方がいらっしゃいます。相続されてなくとも代納という形で納めていただいているっていう場合もありますので、実際は登記は済んでおらずにっていう方もいらっしゃいます。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） それとですね、よく明治から以前について、いわゆる戸籍謄本とか戸籍抄本などは、これをなんかもらいたくても何かそういうのは明治以前については何か発行できないっていうようなことを聞いたことがあるんですけども、こういう登記についてもそういう明治以前のものについては、わからないないっていうことで、発行はできないってことでしょうかね。それについてはどうですか。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） 先ほどの再質問にお答えいたします。土地台帳に、未登記と表示されておりまして、その土地につきましては、かなり古い方でございまして名前はわかるんですが、その相続されている方につきましては、なかなかその限定まで至らないようなケースの方が多くなっておるような状況で、そういうものについての登記簿だったりとかっていうものの提出されるかということにつきましては、ちょっと法務局の方とも相談してみないとわからないところでございます。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 要はそんな古いのはやっぱり法務局かなんか聞かないと、ちょっと役場だけでは無理ですって話ですね。そういうことです。はい、ありがとうございました。

次の質問にしたいと思います。水利組合や地域のお堂を守る会とか、また常会の建物や土地については長年個人から土地を「寄付」の形で受け継がれていると思いますけども、固定資産税については村に申告すれば、免除されると思いますけども、登記上は未登記になって代が替わりまたその土地が売買された場合に、そういう売られてしまう可能性があるっていうことを心配するわけなんですけども、行政上はどのような処理が行われているのでしょうか。っていうことについて質問したいと思います。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） それではお答えいたします。水利組合や常会などで以前に個人の方から寄付していただいた土地については、所有者個人の方に固定資産税が課され免除されることはありませんが、所有者以外の土地全部の課税標準額が、免税点未満であれば、納税していただくことはありません。また土地の売買が行われてしまう可能性につきましては、行政上では行える処理等はありませんので、寄付していただいてあるのであれば、寄付を受けた側で名義変更等の登記事務を早めにしていただくのは良いかと思います。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 現実はよくわからないんですけども、私ども自分で見る場合は村の公図っていうかな、大きな図面からそこを見ると、ちょっとそこの名義がわからないのがあるんですけども、そういう例が例えば自分の常会でもそうですし、自分の前のお堂があるんですけども、その土地もなんかよく誰のものかよくわからない、空白になってるとかね、そういうのがあるのが一つ。それから昭和40年代頃に古い堂を壊して、改築しているんですけども、そのお金についても、その地主はその土地を寄付するというような形に書いてあって他の人からはみんな必要なお金を集めている、というようなことが細かく書いてあるんですよね、その辺もよく村へ、どういうような申請してるかはちょっと自分でも把握できていないし、今現実にそれが誰のものなのか何かよくわかってないっていうのが空白があるような感じなんですね。

今のお答えになったように、面積があまりにも小さくて、その課税の対象額から外れちゃうと、余計そういうようなことも可能性もあるかな、なんていうふうに思っております。なので、要は公図などの図面によって確認すれば良いのですけれども、場合によっては一般村民には限られた部分しか見られない制約があります。そういう中で大きな公図に書かなきゃいけないこととか、法務局へ出す図面の修正だとか、そういうものは、どこからどこまでがってなるのかよく順序はどれぐらいになるのか、よくその辺がよくわからないですが、もしわかったら教えてほしいんですが。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） 再質問にお答えいたします。まず、その土地の状況ですが共有の場合の土地ですが、共有の場合だと、それぞれ共有している方々が所有者になりますので、その方々全員、以前の方の名前でございましたら、今の方の名前に直していただくとか、そういうことで、そういうことを行っていただいた後に常会であったり団体等の名義にしていただくような手順となります。また、登記、先ほど申しましたが登記につきましては、寄付をされる方が基本的に登記事務というか、申請をしていただかないといけないので、それは行政でやることではありません。また、その申請等につきましては土地家屋調査士さんであったり、司法書士さんにお願いして、有料になってしまいますが、その方からやっていただくというのが最適かなということでございます。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 今の話はちょっと自分の周りの話で一例なんんですけども、村だけ考えると多分、どこもそんなような形でやってると思うんですけども、あの代がだいぶ替わったりし

ているんで、そういうような整理も必要ではないかなと思いますし、もし行政書士とか、司法書士とかそういう人たちにお願いすると、何十万、20万、30万ってお金かかると思いますけども、結構自分でやればそんなに高くはない、ただ、手間がかかるっていうだけですけど、やってできないことじゃないと思うんですけどね。

次の質問にいきます。相続の法律が変わり登記が承継できなければ、将来は家屋・農地・山林などが国に返還されることになりますとあります。特に村外に出てしまわれた移住者の対応は、こまめに対応されているのか不明であり未納者も多いのではないかと推測するわけですけども、村として固定資産税が減少し困ることになります。そこで、行政としては登記を促す指導は、やってもらえるのでしょうかっていうことなんですが、要は個人でやればね金額もそんなに高くなくて済むと思いますけども。それについて住民課長。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） それではお答えいたします。相続人全員が相続放棄をした場合、選出された財産管理人が、不動産を国庫に帰属させる手続きを行います。基本的には相続人が固定資産税の納税義務者となります、相続人が不明の場合は相続人を特定するため、戸籍の調査を行う他、相続放棄の申し出の有無を確認するため家庭裁判所への照会を行うことがあります。相続登記の申請や、相続放棄を行うかどうかは相続人の判断によるものであり、法務局または裁判所の所管となるため行政は登記に関する指導を行う立場にはないと考えております。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 再質問なんですけども。例えば相続人っていうか、被相続人などが例えば亡くなりますよね。そうすると、子供が何気なくもう亡くなって親が亡くなつてほつといたら、そこで今度は固定資産税も未納になってきますけども、その手続きはどのように、誰にというか家に送るってことになるんですか。そして手続きが始まる、いわゆる固定資産税を払ってください、とかっていうような、そういう段取りになるんですかね。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） 再質問にお答えいたします。所有者の方が亡くなられた場合、固定資産税の相続登記はされないまま課税の方は止まりませんので、お子さん、相続人が何名いるかにもよるんですけど、一応代表の方を決めていただいて、その代表の方に代納人となっていただいてその代納人になった方へ納付書等を送っております。こちらとしましては、3人ぐらいいた場合には、誰か代表になっていただければっていうことで、ご案内をして決めていただいているのが現状となっております。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） ほとんどの場合は、親が亡くなつて、そういう課税の通知書が来てから、これ大変だっていう話になるかもしれないんですけどもね、それまでなんか親が払つたから、何となく気にもしてなかつた。でも現実はそういうようなとこからまたもう次の相続が始まると思いますけども、実際にはそういう現象というか実情が出てくると思います。

次の質問なんすけども、令和5年の4月1日より相続登記が義務化されましたってことですけども、当村では村道の拡幅とか防火水槽設置などを行う場合、各常会で個人から土地を購入したり、そして村に村道の拡幅、防火水槽設置などを依頼してきた経緯があります。これは今の村長だけではなくて、もうその前の歴代の村長の時代からそういうやり方をしていると思います。そして所有者移転登記は、常会では毎年変わるっていうようなことから、移転登記はできないと、でそのままにしてきたんですけども、今後は村による所有権登記の手続きは、まずは必要なんでしょうかっていうことを質問したいと思います。

そして令和4年の9月7日の市民タイムスに朝日村では令和2年度に実施したヘリポート整備事業や防火水槽設置事業など消防設備関連の4事業で用地の所有権移転登記が完了せずに未登記のままになっていることを説明したとあります。そして内部監査の結果、7月に確認されたとあります。要は当該する所有者4名に固定資産税の賠償を行う予定というふうになっております。所有権移転登記が完了していなかったものの、用地取得に関わる代金は支払済みだったということになっております。

当村でも過去の時代から村道拡幅や防火水槽設置などの工事をお願いする場合は、用地の確保を常会で購入してきた経緯があります。購入した個人所有地は村道や防火水槽と書かれ、課税は軽減措置がされている、免除されております。しかし、所有権登記は未登記のままになっております。

そこで、現状では当村では不動産の所有権移転登記が未登記の実態については、こういうものについては内部監査、要するに監査の対象になって、またその中でまた指摘等があったでしょうか、ということについて質問をしたいと思います。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） それでは、ご質問にお答えいたします。用地を購入や寄付受領した際には、公共施設の固定資産台帳に登録し、その上決算書作成時に財産に関する調書に加え、監査委員の審査を受けております。議員ご指摘のとおり、所有権移転登記が困難で、所有権移転登記に時間を有する登記につきましては、担当部署からの申請により課税について免除している状況でございます。以上、答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） こういう今までの経緯としては、そういうなんか村道とかなんてわざかな面積ですよね1個1個が。そういうもので村としても村道にしたらしたなりきに、そういう登記はするべきものなのでしょうか。もうそんなにこだわって、昔から結構筆数にしたらなんかかなりの数になってたりするんで、ほつといてもいいような気がするんですけど、その辺はやっぱりするべきことはしなきゃいけないっていう基本的にはそういうことなんでしょうか。もしわかったら。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） この中で私が一番職員として長いんで、今職員ではないんですけどお答えをさせていただきたいと思います。平田議員おっしゃられるように、過去、もうすごい前から今言わされたように、登記をされていない道路等ございます。今の藤澤村長になって数年来になりますけども、それは放っておけないということで職員を1人雇い上げまして、その方に毎年毎

年公衆道路とかその他のものについても登記をしております。その細かい数字等については、振興課長の方でまた後で質問していただければわかると思うんですけども、村としてもそのようなものは対応していかなければいけないということで、現在対応している状況であります。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 要は公共事業とかそういうものでも、村で道路とかそうなれば、やっぱり最終的には登記をしなきゃいけませんよ、ってことなんですね。はい、わかりました。

次の質問にいきたいと思います。村の道路拡幅とか防火水槽以外の建設など過去の事業、例えば学校建設だとか商工会建設とかなのはなああいう建設などがありますけども、そういう公共施設事業による所有権移転登記については建物が大きかったんで、その工事としては一つの枠の中で、そういう移転登記はもう済んでいるということでよろしいでしょうか。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 平田議員のご質問にお答えをいたします。振興課関係でございますが、商工会館でございます活性化センターとしまして、平成9年度に県営中山間総合整備事業により、整備がされました。そして平成9年に所有権移転登記がされているところでございます。また振興課関係で、最近では上生坂第1配水池の築造工事を令和4年度、昨年度行いました。令和5年3月にこちらも登記を完了しております。他の公共用地としまして購入した土地についても事業を実施する際に所有権移転登記を実施しているところでございます。答弁以上となります。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 村のいわゆるそういう農地だとかそういう山林だとかについても、昭和55年度に村全体として地籍調査が、振興課が中心で行われたと思いますけども、この場合は、今もあれですかね、一つは山林以外の土地の確かに地籍が行われたと思いますけども、その後、山林についても地籍調査は、行われているんですね、終わりの方ではね。ちょっとすいません。要は昭和55年に地籍調査が行われまして、そのときには多分近辺の農地だとか、宅地だとかそういう等の地籍調査が確かに行われました。確かにそのときには山林はまだやってない手付かずだったというような気がしたんですけども、要はその土地の書類整備それから法務局の図面整備についても行われていると聞いておるんですけども、その後の道路整備や防火水槽整備なども、そういう所有権登記の現状はどのようになっているかっていうことで、先ほどお答えいただいたように、だいぶ過去の村長のときからあるんで、少しずつやっているということでいいですかね。そのことについて今質問したんですけども、今振興課長は答えられていますので、ちょっとお願ひして質問回答をお願いしたいと思います。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問にお答えをいたします。道路整備事業によります所有権登記の現状についてでございますが、道路の拡幅などの村道改良事業を行う際にはこれまでほんとんどが地域からの要望によるものでして、地元で調整いただくなどして、基本的には所有者の

方からの寄付により事業を行っております。その際、地目を公衆用道路に変更しまして、固定資産税の対象外としていたところでございます。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 道路整備についてはですね拡幅については、私、確か中澤村長のときには全部平板測量から自分でやって、それでここにこういう当時あと2メートル500の道路を開けてくださいよってことで、図面を書いて役場に提出したことを覚えております。要は先ほどの回答では、固定資産税の対象外としていることは理解しましたけども、村のいわゆる購入したことってなるとこれも全部村の財産ってことになるんですかね。それについていかがですか。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問にお答えをいたします。先ほども答弁いたしましたけれども、現在職員の方で登記を進めております。登記が済んだものについては、それぞれ生坂村が所有になりますので、決算書の財産台帳の方にも計上がされていくこととなっております。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 次の質問なんですけども、過去の道路整備や防火水槽整備の事業での所有権移転登記整備は、今後どのように整備されるのでしょうかということですが、ちょっと同じ質問になっちゃうかもしれません。要は、いつまでに行わねばいけないっていうそういう期限があるのか、要はあの代が替わって土地のこれについても、相手の所有者が亡くなって、今度孫の代まで替わっちゃうときに、その辺も既にある程度替わっていただかないとある程度何年も置かれちゃうと売られてしまうっていうそういうこともちょっと考えられますので、その辺のところを、再質問したいと思います。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） お答えをいたします。過去の事業によります所有権の移転登記についてということでございます。道路整備事業や、防火水槽など新設による所有権登記の今後の進め方については、現在先ほどもお答えいたしましたけれども、職員によりまして、所有権移転業務を行っております。それぞれ登記事務を現在進めているところでございます。議員ご指摘のとおり、それぞれ事業を実施した際には、登記事務を早急に進めることと、今現在しております、随時実施をしているところでございます。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 終わりになりますけども、当村以外の市町村でも土地に関しては、農地だとか山林、雑種地などのいわゆる管理が個人でもどこにあるのか把握できないのが現状であると思いますし、行政でも個々に調べてもわからない現状が年々増えることが想像されます。国や県でも今からこの課題を深刻に受け止めてこの課題に取り組んでほしいと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長（太田譲君） 以上で一般質問を終わります。

◎散会

○議長（太田譲君） 本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は明日12日火曜日の午前10時から再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。起立。礼。ご苦労様でした。

散会 午後 1時 57分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和5年9月11日

議長

石田 伸

署名議員

平田 勝章

署名議員

吉浦 伸迪

令和5年第3回 生坂村議会定例会議事録（9月定例会）

5日目（9月12日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・一般質問 4人
- ・散会

- ・一般質問..... 4 P
 望月典子議員..... 4 P
- 字引文威議員..... 9 P
- 藤澤幸恵議員..... 15 P
- 太田譲議員..... 24 P
- ・散会..... 30 P

令和5年第3回 生坂村議会定例会

令和5年9月12日 午前10時 再開

議事日程

【5日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
		散 会	

出席議員（8名）

1番 島 幸 恵 君	2番 山 本 吉 人 君
3番 藤 澤 幸 恵 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 謙 君	6番 字 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 中 山 茂 也 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 真 島 弘 光 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 坂 爪 浩 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君 書 記 今 溝 康 平 君

開議 午前10時00分

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) これより、令和5年第3回生坂村定例会を再開します。
本日の会議に先立ちまして申し上げます。
本定例会は、クールビズのため、暑いようでしたら上着等はお脱ぎください。
また、新型コロナウイルス等感染症予防のため、適宜休憩を取り、窓を開けて換気を行いたいと思ひますのでご協力をお願ひいたします。なお、マスクの着用に関しては個人の判断とします。

○議長(太田譲君) これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、配付してあるとおりです。

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番 島議員、2番 山本議員を指名します。

◎日程2・一般質問

○議長(太田譲君) 日程2・一般質問を行います。順番に発言を許可します。
最初に4番 望月議員。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 4番 望月典子です。通告に基づき、一般質問を行います。今回は、住民の緊急時の際の連絡先の資料の管理について伺います。

今年の夏は厳しい暑さでした。熱中症で救急搬送された人も大勢いました。台風や雷雨が、各地に甚大な被害をもたらしました。決して他人事ではないです。緊急時、不慮の事故に対しての備えが重要だと痛感しました。

先日、民生委員の人たちが、自分の担当地区の住民を訪問して、緊急時の家族親族への連絡先を登録することをすすめ、それを資料として保存する事業を始めるということを耳にしました。今後絶対に必要な資料だと思います。これは確認ですが、この事業は、行政との連携で行われることですよね。民生委員が現在担当している人だけではなく、地区全般の住民が対象という認識をしています。

我が家の周りには、50代から60代の一人暮らしの男性が結構います。反応が知りたくて、その中の1人にこの話をしてみたら、自分はもうしばらくここで暮らしたい、そういうシステムがあれば安心だし、ぜひ登録したいと言いました。

最初の質問です。この調査は、いつから始められるのですか。もう始まっているのでしょうか。いつまでに、終わらせるのか。目標は立っているのですか。民生委員の方々には大変ご苦労をかけますが、早急にお願いしたいです。答弁を願います。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) それでは、4番 望月議員のご質問にお答えをさせていただきます。

調査はいつから始めるのか、いつまでに終わらせるのかということでございますが、まず民生委員・児童委員についてご説明いたしますが、民生委員・児童委員はそれぞれ担当する地区において、子供から高齢者の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ、適切な支援やサービスへの繋ぎ役として役割を果たすとともに高齢者や障がい者世帯等の見守りや安否確認などを行います。民生委員法第14条第1号では、「住民の生活状態を、必要に応じ、適切に把握しておくこと」とされており、担当地区の全住民を対象としております。

この生活状況確認のため、「福祉台帳」を作成し家族構成、支援が必要な方がいるかなどを確認しております、この中に緊急時の連絡先の項目もございます。

現在の民生委員は、令和4年12月1日から3年間の任期で活動されており、11名の委員のうち7名の方は、新たに委員となられた方で、前任から引き継ぎを受けて活動しております。

「福祉台帳」は歴代引き継がれておりますけれども、前任の委員から、「台帳の様式が古く、また古い情報も混ざっている」といったご指摘がありまして、今回改選に合わせて、新たな様式で台帳作成をお願いしたところでございます。

これに合わせて情報の整理・確認もしておりますけれども、この台帳はご理解・ご協力をいただける方で作成しておりますが、随時更新しておりますので、いつまでという目標はありません。以上でお答えをさせていただきます。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) ただいま民生委員・児童委員についてしっかり説明をいただきました。

「福祉台帳」という言葉も初めて耳にしました。台帳は、理解、協力してもらえる人のみ作成するもので、その台帳を新たな様式で作成していく。その作業はもう始まっていると答弁にありました。

健康福祉課長に確認のための再質問です。その作業とは、去年の12月の委員改選のときから行われており、高齢者、支援が必要な人だけにとどまらず、村内全世帯を回って希望者に自身の緊急時の連絡先を聞き取り、「福祉台帳」に記録として残す、そういうことだと認識しましたが、間違っていませんか。もし違っていたら、どの部分でしょうか、お願いします。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) お答えをさせていただきます。

議員のおっしゃるとおりであります、一点だけ様式につきましては新たに令和4年12月1日の委員から使われておりますけれども、それ以前の委員につきましても、同じ項目がございまし

て、緊急時の連絡先を聞き取りを行っておりました。そこだけご理解いただきたいと思います。以上です。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 様式は、前からそんなに変わってないということで、よろしいですね。

緊急時の連絡もちゃんと取っていたということでよろしいですね。

はい。自分なりに少し調べてみました。40代の女性で一人暮らしの人は、民生委員の人は毎年訪ねててくれる。連絡先も登録したと答えてくれました。

70代後半の女性で一人暮らしの人、その他に、老夫婦2世帯にも尋ねましたが、高齢者見守り隊の人は来てくれるが、民生委員は来ない。見守り隊の人に連絡先は告げてないと答えてくれました。

見守り隊の人にはその権限がないのだと思います。

60代、70代の今はまだ元気な夫婦世帯の何件かも、早く連絡先を登録したいと言っています。

今年の夏は異常な暑さだったし、民生委員さんも大変だとは思います。でも今回少し調べてみて感じたのですが、地域によって民生委員さんの活動にばらつきがあるように思いました。

災害は予告なしで襲ってきます。そう思うと私も一刻も早く登録したいです。そういう意味での、いつまでの目標かという言葉を使いました。

まずは、期限を決めて聞き取りを終了させるということです。無理でしょうか。考えを聞かせてください。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) お答えをさせていただきたいと思います。

期限を決めて福祉台帳を作成できるかというご質問でございますけれども、まず地域間によって民生委員の活動にばらつきがあるという点につきましては、地区によりまして、民生委員さんの年齢等もかなり違っています。今回の改正から年齢制限がなくなりましたのでご高齢の民生委員さんもいらっしゃいますので、どうしても同じ活動というわけにはいかない事は事実かとは思います。

全世帯を回る期限をということであります、一応、各民生委員定例会の方で毎月確認はしておりますけれども、やはり支援の必要な方を優先的に回っているのが実情でありますので、支援が、家族構成が多い方とかですね、目が行き届いている方につきましては、どうしても年に1回というような方もいらっしゃるとは思います。

それも含めまして民生委員さんの方には無理をさせないように考えておりますので、少し時間がかかる部分はあるかと思いますが、ご理解いただきたいと思います。

期限を設けてということでありますけれども、民生委員さんの方と少し相談をさせていただきたいと思いますので、そういう回答でよろしくお願ひいたします。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 今の答弁を聞いて、やはり民生委員さんもいろいろお仕事もあると思うし、大変だとは思います。でもやっぱりこういう連絡網っていうか、資料はぜひ早く作ってほしいので、委員会等でいろいろしっかり検討していただいて、なるべく早く皆さんのがところを回っ

ていただけるように、待ってるっていう人が結構いまして、早くしてほしいなっていう話をよく聞きます。

だから急かすようで大変心苦しいんですけど、なるべく早く、支援の必要な方が優先だとは思うんですけど、今、子どもさんが遠くへ行っていて、ちょっと自分たちがもしか何かあったときにとっても心配だっていう人もいますので、そういう人たちのためにもなるべく早く、なんていふんでしょうか、連絡先を把握していただけるようにしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。次の質問は、そういう「福祉台帳」っていうんですか、資料の管理・保管のことについてお尋ねします。

今回民生委員さんの調べる資料は、今までどおり、民生委員が預かる、デイサービスの利用者や介護を受けている人は、ケアマネさんが把握管理しているから、これもしかり。このように、それぞれのところで別々に管理するのでしょうか。役場の1部署が一括して、管理保管するという考えはありますか。お願いいいたします。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) それではお答えをさせていただきます。資料の管理他についてでございますけれども、福祉台帳につきましては、民生委員が担当地区の台帳を管理しております。

民生委員は守秘義務があり、それを信用して情報を提供した方もおられると思いますので、役場への情報の提供は求めておりませんが、一方で、民生委員と連絡がとれなければ何もわからぬいといった心配もございます。

そこで役場にも情報提供してもよいという確認書などを作成したらどうかということで、調整を始めたばかりでございます。また支援が必要な方の情報につきましては社会福祉協議会で保管している情報、健康福祉課で保管している情報等、普段の業務では、他部署には見せたくない情報がございますが、災害時には迅速に提供したいものでございます。

令和3年度に試験的に導入しました「防災福祉カンタンマップ」では、社会福祉協議会、健康福祉課、それぞれで対象者を避難支援の優先度でランク付けをいたしまして地図上に登録し、この地図を防災側で災害情報と照らしながら早めに避難を開始できるように、運用を始めたところでございます。以上で回答とさせていただきます。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 実は、民生委員の方だけが台帳管理していることに不安を感じております。答弁にもあったように、担当委員と連絡が取れないということも想定しておかなければと思います。

そこで、再質問します。役場内との共有管理を念頭に調整を始めたとありますが、具体的にはどういうことでしょうか。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) それでは「防災福祉カンタンマップ」について少し説明をさせていただきたいと思いますが、まず社会福祉協議会におきましては、高齢者の状態、例えば移動に車いすが必要ですか、自力で歩けないといった情報等を整理いたしまして、避難できるかできないかを独自の基準でランク付けをしております。

健康福祉課につきましては、障害者の関係の情報につきまして、同じようにランク付けをさせていただきまして、地図上にその色別に表示できるようなシステムになっておりますけれども、災害時におきましては危険区域等の情報と照らし合わせまして、その中に誰がいるのかということが瞬時にわかるようなシステムになっております。これに基づきまして、消防側で避難が必要だという方に連絡をいただきまして、社会福祉協議会、こちらの方でそれぞれ対応させていただくということで考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) もう一度再質問させてください。

そういう支援が必要な方のことも大事だと思うんですけど、一般の人たちの情報を役場と共有するというような考え方の根拠は、どういうことでしょうか。一括で役場で管理するっていうような考えはないのでしょうか。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) はい。お答えをさせていただきます。

支援の必要な方の情報を、一般の方の情報を一緒にという管理するかということでございますが、今現在支援が必要な方の情報については、一般の方と一緒に管理はしてございません。非常に情報公開しない内容がかなり多く含まれておりますので、その辺りについては一緒に管理しておりませんので、今現在、それぞれの担当部署におきましてきちんと管理をしているという状況でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) もう一度伺いたいのですが、それでは、今これから一般の家庭の世帯も、連絡先を「福祉台帳」に記録していくっていうような作業が始まっているというふうに認識していますが、その管理も共有するっていうことを念頭に調整を始めたってさっきもおっしゃったんですけど、役場でそういう一般の連絡先も管理をするっていう方向、ごめんなさい、ちょっと私も頭が混乱してまして、一般のそういう連絡先の情報も役場の方で、共有するっていうふうに取ってもいいんでしょうか。そういうふうに考えてもいいんですか。役場で管理してくれる、共有管理っていうことだと思うんですけど、役場でも、管理をするっていうふうに今調整をしてるっておっしゃったんですけど、そういうふうに役場でも、共有管理ならしますっていうふうに取ってもいいんでしょうか。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) すいません、お答えをさせていただきます。

先ほど申しましたのは、それぞれの部署で管理をしている情報を一括して見れるシステムだということでありまして、あくまでも管理はそれぞれの部署でしているということになります。

一般の方の情報を管理しているかというところですが、今現在管理はしていない状況であります、民生委員さんの方の情報をこちらの方に提供できる体制を今、調整始めたところだといったところですので、まだそこまでの段階には至っておりません。ですので、それぞれの部署にお

いてそれぞれの情報をきちんと管理していくという状況でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 私がちょっと聞いたところでは、一般の世帯にも、役場へ情報を管理してもらっているよっていう、承諾書みたいなものをつけて、それで家族や親族への連絡先を聞き取って、資料にしてそういうものをこれから作るんだっていうようなことを聞いたんですけど、そういうことをこれから全戸に向かって始めていかれるっていうふうにとって、それを役場と共有して、管理していただけるっていうふうに認識してもよろしいでしょうか。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) お答えをさせていただきます。

今現在、こちらの方で整理を進めている福祉台帳につきましては、あくまでも民生委員さんの情報をこちらの方に流していただけるかどうかということで、先ほど議員がおっしゃったとおり承諾書を取ってということを考えている中であります。ただ、現在まだそこまで進んでいませんので、一般の方の情報について、どのように管理するかも含めまして、まだ検討中であります。

こちらの方でも情報をいろいろ集めておりますけれども、やはり村内で、緊急時の連絡先をあってもあまり意味がないという方もいらっしゃいまして、村外の親類、もしくは子供たちに教えたいという方もいらっしゃるんですが、ただその情報を民生委員さんには嫌だっていう方ももちろんいらっしゃいました。

逆に行政だから情報提供いただけるっていう方もいらっしゃるのは事実なんですが、それをどういう形で集めなければいけないのかっていうところも含めまして、いろいろ課題はまだあるかと思っております。そういう点も含めまして、今調整を始めたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 私としては、役場内の、例えば総務課が一括管理をしていただければ、利用する場合も、どこへ連絡すればとか、何を聞くにも、役場へまず真っ先に連絡すればすぐわかるっていうふうに考えまして、役場へ一括していただければ一番いいかなっていうふうに思つて、そういうふうに提案させていただきました。

今までやってきたことから、そんな至急にすぐにいろいろ変えるってことも難しいとは思いますけど、ぜひそういうふうなことも考えて、いろいろ委員会なんかでも検討していただきたいと思います。村なら、個人情報の管理も万全だし、いざというときの対応も早いと思います。この作業、事業が迅速に行われ、全住民が安心して暮らせる日が、1日も早く来ることを願って、私の質問を終わります。

○議長(太田譲君) 次に、6番 字引議員。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) 6番 字引文威でございます。通告に基づき質問をさせていただきます。質問は、スカイスポーツ公園ログハウス利活用並びにスカイスポーツ公園イベントに関し質問させていただきます。

当村の観光資源であるスカイスポーツ公園は、昭和60年代の台風災害により、地滑りを起こした当地に、スカイスポーツ愛好家によりライトエリアの開発を、やまなみ荘や日岐遊歩道などを含め、一帯を対象として、家族で楽しめる公園整備を、村の活性化を図るため建設されたと聞いております。平成3年に開場し、関東甲信越、中部圏等、ハンググライダー、パラグライダー愛好家たちのライトエリアとして、約32年を経過しております。

村は、公園管理に対し、指定管理者制度により、平成18年から愛好家で組織している生坂スカイスポーツ公園管理委員会に公園管理を委嘱しております。委員会は年会員、ビジター利用者、登録スクール会員などの公園ライト利用料を財源とし、年間利用会員ボランティアメンバーが主となり、公園内芝管理、北斜面犀川砂防事務所管理の遊歩道、斜面草刈り、公園付属トイレ等、建物の清掃管理、牛沢講習練習場から赤地蔵までの村道部清掃、枝打ち、除雪などを年間を通じて実施しております。

また、山頂部にあるログハウスも、清掃維持管理など実施してまいりましたが、宿泊利用者に対し、使用料を徴収し運営することは、宿泊業の消防法に抵触するなどの指摘があり、消防設備のない本建物では違法行為となり、現在は村民の方たちのコミュニティ集会や、ファミリーキャンプなどの利用申し出があった場合のみ、清掃管理、火器取り扱いの注意をお願いし、無償で利用を認め、年間数件の利用と、年間数回ボランティアによる草刈り作業時の宿泊利用に使用しております。

山頂ログハウスは、遠隔地からの遠征ビジター利用者が宿泊施設として利用されていましたが、先に申し上げましたように、有償での利用は消防法に抵触する恐れがありますので、現在は村外利用者については一切受け付けておりません。

山頂ログハウスの目的は、休憩・更衣室、調理室の他、トイレが設けてあり、スカイスポーツ公園利用者が休憩したり、地元の方も自由に利用でき、スカイスポーツ公園の拠点として設置されたものでございます。

指定管理者である管理委員会は、設立当初はボランティア会員の数も30名ほどおりましたが、近年は高齢化に伴い、減少傾向が顕著となり、現在は10名程度と少なくなり、草刈り管理の作業も、ビーバーなどの人海戦力を少なくするべく草刈り専用動力器具を導入し、対応しております。

当施設の維持管理の電気、水道料金、浄化槽設備維持管理費料金が年間約10万円程度かかっております。その費用は村の一般管理費から支出されていると聞いております。また、建物も30年以上の期間が経過し、外部塗装なども色が褪せ、塗装機能も劣化していると考えます。管理委員会としては管理要員の不足などもあり、積極的な対応ができにくくなっています。

それでは副村長にお伺いいたします。山頂ログハウスの老朽化に対する村としての今後の利活用の考え方についてお伺いいたします。ログハウスの利用状況を鑑み、今後、村として山頂ログハウスの利活用に対し、どのように進めていこうとされるのか、お伺いいたします。よろしくお願いします。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) それでは、6番、字引議員のスカイスポーツ公園ログハウス利用並びにスカイスポーツイベントの中の山頂ログハウスの老朽化に対する村としての今後の利活用の考え方についてお答えをいたします。

スカイスポーツ公園の山頂にあるログハウスの建設経緯につきましては、字引議員ご指摘のとおり、昭和60年代の台風災害により、地滑りを起こした当地において、スカイスポーツ愛好家により始められたことから、やまなみ荘や日岐遊歩道などを含め一帯を対象にして家族で楽しめる公園整備を進め、村の活性化を図るために、総工事費3億5500万円で造成、関連道路、公園整備、付帯施設等の整備を行い、その事業の中で、山頂ログハウスは休憩室、更衣室、調理室他、トイレや事務室が設けられており、スカイスポーツ利用者の休憩や地元の方も自由に利用でき、スカイスポーツ公園の拠点として、平成3年に設置いたしました。

施設の管理について建設時は生坂村で行っておりましたが、地方自治法の改正により、生坂村公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例を制定し、村が設置する公の施設について、平成18年4月1日から、指定管理者の指定が行われてきました。そのときに生坂村スカイスポーツ公園については、スカイスポーツを楽しむ皆様が管理することで、利用者の満足度を上げることができるために、当時の愛好家の皆様に相談し、管理委員会を立ち上げていただき、指定管理者として指定してきました。

指定管理の範囲については、クラブハウスを含むスカイスポーツ公園全体の、管理と運営を行っていただいております。現在、管理組合では字引議員にご尽力をいただき、パラグライダーパイロット証以上およびビジター利用規約、登録パラグライダースクール規定、パラグライダー登録スクール利用規約、パラグライダースクール登録規約を整備していただき、5スクールが登録し、利用者が安全で安心して利用できる体制を確立していただきました。

そして、生坂村のホームページにスカイスポーツ公園のパラグライダースクールのバナーを立ち上げ、利用者の利便性も向上しております。このように、管理組合でスカイスポーツ公園を安心で、安全に利用しやすく、利用者が増加するように取り組んでいただいております。

ログハウスについては、修繕を行っていくことにより、まだ耐用年数が伸びると考えますので、管理組合の皆様と協議して、スカイスポーツ公園の管理運営を行う上で利便性が上がるような施設になるようにと考えております。答弁は以上であります。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) 再質問させていただきます。山頂ログハウスの有効な利活用のあり方について再質問させていただきます。

山頂ログハウスの設置目的はスカイスポーツ公園利用者が休憩したり、地元の方も自由に利用でき、スカイスポーツ公園の拠点として設置されたものでございます。ログハウスの利用状況は現在のところ年間を通じ、数日、数家族が宿泊利用されている状況で、年間を通じて利用されておりません。とても残念でございます。有効に利用されることが必要と考えます。施設設備の維持管理費も発生しております。

よって、年間を通じて有効利用してもらえる方等を募集し、例でございますけども、公園レストランとかショップとかシェアハウス、消防設備の関係もあると思いますけども、民泊施設その他、村の活性化に寄与するような利用をすすめていただけたらと考えますが、いかがでしょうか。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) ただいまの質問についてお答えをいたします。

クラブハウスを年間通して利用していただける方を募集し、公園レストラン等で村の活性化に繋げることについてであります。字引議員ご提案の内容を行っていくには、指定管理者を公募し

て行っていく方法があります。この方法で公募するには、クラブハウスを利用して運営を行っていきことで採算が取れない場合は、村から指定管理料を支払うようになります。

そうするがないように様々な角度から研究をしていかなければいけないと考えております。答弁は以上です。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) 施設を中にはなかなか難しい問題ですけども、利用したいというふうな考え方のある方もいるかと思いますんで、ぜひそこら辺、アンケートというか、そんなことででも、まず意見を聴取して、具体的に実施できる形を持ってけたらと、私も期待しますんで、ひとつよろしくお願ひいたします。

もう1点、再質問させていただきます。建物の老朽化に対する対策について質問させていただきます。

修繕を行っていくことにより耐用年数が延びるとお答えいただきましたけども、ログハウスは南縁ウッドデッキ手すり、昇降階段は風雨で崩れ、外壁や屋根の防水塗装については、建設後一切修繕工事が施されていないと思います。

ログハウスの有効利用を継続して進めていくには、修繕工事が必要でございます。建築診断など実施され、適切な対応を計画されることを提言いたしますけども、いかがでしょうか。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) ただいまの質問にお答えいたします。建物の老朽化に対する対策についてですが、ログハウスについては、平成3年に設置し、32年ほど経過しておりますので、字引議員ご指摘のとおり、修繕を行っていくことにより、耐用年数が延びると考えております。よって、どのような方法で調査し、修繕していかばよいか、今後検討していくように考えております。答弁は以上です。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) せっかくの施設ですので、やはり恒久的に使えるように修繕は必要だと思いますし、今おっしゃられるように、どれだけの適切な対応が必要なのか、そこら辺もご判断いただいて、進めていただければと思います。よろしくお願ひします。

それでは次に、村長の方にちょっとお願ひをしたいと思います。スカイスポーツ拠点をPRするためのイベント開催について質問いたします。

当公園は他の市町村にはないスカイスポーツの拠点、講習練習場だとか、離発着場としての施設が整備され、先に述べましたように平成3年から利用できるようになりました。約30年以上の歳月が経過しております。

この村としての観光資源である生坂スカイスポーツ公園を、村外にPRし、村の過疎化対策、移住促進、観光交流人口増に向けた村の魅力を発信に利用したらと考えます。隣の安曇野市も、明科の長峰山をスカイスポーツの拠点としてPRすべく、市は今後、老朽化しているハング用ランチャ一台を、数千万円をかけ、更新工事も予定されていると聞いております。

また、地元愛好家による安曇野パラクラブと三郷ハングクラブによるアルプスグランプリ大会を、例年10月下旬から11月上旬に長峰山山頂から大町市高瀬川宮本橋までのクロスカントリーレ

ースを開催。ハンググライダー30基、パラグライダー30基ほどの参加規模で、2日間大会を実施しております。全国から参加者、参加選手が来訪されております。

当村でも、スカイスポーツ公園の施設が充実している特典を有効に利用し、村の活性化のために大いにPRしていただけたらと思います。初心者のパラグライダーフライトを体験できる体験会、パイロット資格者によるパラグライダーターゲット大会などを愛好家とスクールの協力を得て開催されることを提案します。

仮称でございますけども、「村長杯スカイスポーツフェスティバルin生坂」など掲げてやつたら楽しいのかなと思います。村長のお考えをお伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、6番 字引議員の質問にお答えをいたします。

イベントの開催についてということでございますが、スカイスポーツ公園で過去に行われました大会は、平成7年12月に長野県パラグライダー選手権が開催され、全国から約120名の選手にご参加をいただきました。この大会は長野県ハング・パラグライティング連盟が主催し、日本連盟の公認の大会でございました。また赤とんぼフェスティバルに合わせて大会や体験が開催されたものもありました。いずれもパラグライダーに関する皆さんに協力をいただき行われたもので、大会となると過去に行われた大会のように、通常は関係する連盟が主催し、自治体は後援というような形をとって行われております。

字引議員ご提案のスカイスポーツ公園をPRするためのイベントの開催についてでございますが、現在スカイスポーツ公園管理組合は、副村長が先ほど答弁をしたように、スカイスポーツ公園を安全に安心して大勢の方々に利用していただくために、利用規約、登録パラグライダースクール規定、パラグライダー登録スクール利用規約、パラグライダースクール登録規約を整備していただいてございます。

現在公園を利用できるスクールは、パラグライダーパーク青木、小谷パラグライダースクール、白馬パラトピア五竜パラグライダースクール、八方尾根パラグライダースクール、JMB富士見パノラマパラグライダースクールと数多くのスクールが利用できるように対応していただき、スクール間の連携も、とりやすくなっていると考えますので、スカイスポーツ管理組合からご意見をいただき、スカイスポーツ公園を拠点としたイベントが開催できるかを検討してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) ただいま村長から前向きなご答弁をいただきありがとうございます。

愛好家が組織している安曇野パラクラブ、日本ハング・パラグライダー協会などにイベント開催に向けた具体的な内容を提案してもらうようにしていきたいと考えます。また、先の9月6日、当村と交流関係のある北海道標津町の中学生と生坂中の交流パラグライダーエクスペリエンス会は、心配された天気も崩れず、無事学生の皆さん並びに引率の先生方が実地体験をされ、楽しかった、また生坂に来てやりたい、との講評をいただきました。この企画もこの公園施設があってできることであります。今後このような体験会を継続し、スカイスポーツ公園を利用した生坂ファンを増やしていきたいと考えます。

村長に再質問をさせていただきます。近隣市町村との連携について一言質問させていただきます。先に申し上げました安曇野市明科長峰山のスカイスポーツ公園としての活用に対し、市は長

峰山をスカイスポーツ拠点として安曇野市の観光拠点として強力にPRして取り扱われる模様でございます。

先日の池田町議会との池坂やまびこ会において、池田町議員から協力連携関係のある生坂村のスカイスポーツ公園も、池田町の連携観光拠点として利用したら、町民、並びに来町者の観光スポットとなり、生坂村としても近隣市町村と連携することで、より広く観光誘客、移住促進などの活性化に役立つのではないかと考えますが、今後、首長同士の安曇野市さん、池田町さんから、近隣で筑北村さん、麻績村さんとの建設的な協議をいただきたいと思うんですが、村長のお考えはいかがでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 再質問にお答えをいたします。

近隣市町村との連携についてということでございますが、安曇野市長峰山のスカイスポーツ公園としての活用は令和5年度、今年度の第1回安曇野市東部アウトドア拠点整備基本構想策定委員会が行われまして、その中で、明科地域における川や山を生かしたアウトドアクティビティ・スポーツ等の振興に繋がります、「安曇野市東部アウトドア拠点」仮称でございますが、その整備に向けて、本構想を確定し、これにより、過疎地域の指定を受けました明科地域の賑わいの創出と活性化を目指していくことで聞いております。

スカイスポーツ公園同士や近隣市町村との連携により相乗効果が期待できますし、字引議員ご提案のスカイスポーツイベントの開催にも有効だと考えております。また安曇野市、生坂村、池田町、松川村は、令和7年5月から自動車等のナンバーが安曇野ナンバーに移行していきますので、この安曇野ナンバー移行に伴い4市町村でイベント等を行うことによりまして各市町村の活性化に繋がっていくと思いますので、近隣市町村と連携についてしっかりと検討してまいりたいと思います。以上、答弁といたします。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) 前向きな本当ご答弁いただきましてありがとうございます。

私も趣味の世界でやはりパラグライダーをやってる身からすると、やはりこの生坂村のこの環境というのは、やはり皆さんに体験してもらって、いい施設だと認めてもらって、大いに生坂村をPRしていきたいという気持ちはいつも私の心の中にありますんで、今日のこういう質問をさせていただきました。

ちょっと蛇足になりますけども、私の妄想を披露させていただこうと仮称「村長杯スカイスポーツフェスティバルinいくさか」と。ということについて、一つの案でございますけども、パラフライトと村内ハイク、いわゆる歩いてというか山登りをしてということなんですが、それを組んだゴールレースはどんなものだろうかと考えております。

道の駅いくさかの郷駐車場の一角をスタート地点として、スタートセレモニーを開催し、盛り上げる。ハイクスタートとして、生坂ダムサイトを経由し、日岐城跡から赤地蔵経由でスカイスポーツ公園へハイクしてもらいます。そしてスカイスポーツ公園からパラグライダーフライトで通過ウエイポイントとして、赤地蔵、中学校、役場、小学校、B&Gの上空を通過し、生坂スカイスポーツ公園下部駐車場に着陸。その後高度差200メートルの上り、スカイスポーツ公園ゴールのタイムレースが面白いかなと思います。

これは、やはりあの村の中を周遊してもらって、ただ飛ぶだけじゃなくてやはり歩いて、遊歩道を歩いてもらうとか、登ってもらうと、それをタイムレースでやりますんで皆さん一生懸命や

られると思いますんで、こんなことも今までただ遊ぶという形でとか、そうじゃなくてレースというふうな形でしっかりとできるようなことも楽しいのかなというふうに考えております。スカイスポーツ公園と生坂村村内を巡るコース設定で、来場者が楽しんでもらう企画が進められたらと考えます。

村としては、移住定住促進策として、若者定住住宅建設事業、空き家対策事業などハード事業をこれまで進めてきましたが、村の特出したスカイスポーツ公園で、アウトドアスポーツというソフト部分を大いに村の魅力として、他の市町村にはない村の財産であるスカイスポーツ公園を少子高齢化、移住促進、観光誘客により、生坂村ファンを獲得し、村がより活性化できるように提言し、私の質問といたします。ありがとうございました。

○議長(太田譲君) ここで換気のため休憩をとりたいと思います。

再開は11時10分とします。

休憩 午前 10時57分

再開 午前 11時10分

○議長(太田譲君) 再開します。3番 藤澤議員。

○3番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○3番(藤澤幸恵君) 3番 藤澤幸恵です。通告に基づき、一般質問いたします。

今回はやまなみ荘、かあさん家などの人材確保についてと、小中一貫教育についての2つの質問をします。

はじめに、やまなみ荘、かあさん家などの人材確保について質問します。私は、やまなみ荘、いくさかの郷の定例会に参加しています。かあさん家では働く人の高齢化、新しい人材の確保に苦戦している、また、山なみ荘でも働く人を探すのに大変苦労している、との話がありました。村内に限らず村外の方から募集を募ってもなかなか応募がない様子、私も知り合いなどを思い浮かべてみるのですが、なかなか見つからないのが現状です。

仕事は働く人と雇いたい側の条件が合わないと難しいこともあります。そんなことを考えている中で、海外に短期間で仕事をしに行くワーキングホリデーというものがあるのですが、そういったことができないのかなというふうに調べてみたら、日本でも総務省が行っている ふるさとワーキングホリデーという事業があるということを知りました。

それで、質問なんですけれども、この事業自体は短期的ではありますが、田舎体験ハウスとは違い、村内企業で仕事を行いながら、村の魅力もPRでき、人材不足が生じているかあさん家、やまなみ荘等の課題解消の一端をカバーできると考えます。また、配布してある資料にもあるように、参加者の再訪意向も高く、地域おこし協力隊や特定地域づくり事業への移行も望めると思います。村としてはこの事業をどう考えるか、村長お答えください。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 3番 藤澤議員の質問にお答えをいたします。

やまなみ荘、かあさん家等の人材確保についてということでございますが、やまなみ荘につきましては、定例会でも話が出ますが、やまなみ荘で働いていただける人材の確保につきまして、議員からもご紹介をいただいたりしておりますが、なかなか勤めていただける方が見つからない状況でございます。

村としても、従業員募集について、無線放送やハローワークで募集を行ってみてはいるものの、現在問い合わせ等がない状況でございます。

新型コロナウイルス感染症も、5類に移行されてから来荘者も増えてきており、特に宴会が増えておりまして、対応する従業員の配置等に苦慮をしている状況でございます。また、農業公社かあさん家では、しばらく働き手不足が続いておりましたが、4月と7月に新規の従業員3名を雇用することができ、現在深刻な人手不足は解消をしておるところでございます。しかし従業員の高齢化が進む中、若い働き手の確保は今後大きな課題であることには変わりないところであります。

藤澤議員ご指摘の、ふるさとワーキングホリデーは、人口減少、少子高齢化が急速に進展しているなか、特に地方の若い世代が、過密で出生率が極めて低い東京圏をはじめとする大都市圏に流入することにより、日本全体としての少子化、人口減少に繋がっているところだと思います。

人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるために地方圏から大都市圏への人口流出に歯止めをかけ、地方への「ヒト・情報」の流れを新たに創出することが重要であり、そのために移住にまで至らずとも、地域に思いを寄せる人々に対して、当該地域と関わる機会を提供することが重要であるといったことが趣旨でございます。

事業概要としましては、都市部の若者などが一定期間地域に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通して、地域での暮らしを丸ごと体感し、地域との関わりを深める機会を提供する事業となっております。

事業実施にあたり、参加者の滞在期間はおおむね2週間以上としており、その間に就労期間を設けるとともに交流イベント等を行う期間を設定するよう要綱で定められております。

この事業では、特別交付税措置がされますが対象経費としては、参加者の滞在場所に対して支払う宿泊費、受け入れ側および参加者が負担する雇用保険料などの経費がございます。なお、対象経費の上限につきましては、1500万円に全参加者の滞在日数に5,000円を乗じた額を加えた額が上限となっております。ただし参加者が同一実施団体の区域で30日以上継続して滞在をする場合、その者の参加期間に応じて負担する経費につきましては、30日が限度となっているところであります。

この事業は平成28年度から行っており、令和4年度までの7年間で資料にありますとおり、約4,300人が参加しているということで、年代別では20歳代以下が約9割で30歳代約1割弱、40歳代が5%未満。参加者のほとんどが大学生であり、夏休みや冬休みを利用して参加している状況とのことでございます。

村営やまなみ荘や、かあさん家の職員につきましてはやまなみ荘は接客や宴会対応ができるまでに経験が必要であり、農業公社の加工部門と、かあさん家部門の業務は長い時間をかけて覚えたり練習したりしていかなければいけない仕事がほとんどであります。

そのため、ふるさとワーキングホリデーは、滞在期間が2週間から1ヶ月程度と長期的な働き手とならないため、継続しての職員確保は難しいと考えますが、ふるさとワーキングホリデーを利用して、短期間で行える農業公社の梅漬け作業や農産物の収穫作業により生坂村で働くことで生坂村を第2の故郷として居住地としていただき、やまなみ荘、かあさん家を働き場としていた

だくことが実現すれば大変ありがたいことでございますので、今後、やまなみ荘や農業公社と検討をしてまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 前向きな答弁ありがとうございます。

もし例えはこの事業を行うと仮定して、参加される応募された方々に宿泊場所の提供をしなければならないということがあるんですけれども、もし村内でそういった方を数名、若干名受け入れるとしたらどの場所を利用できるか、そんなような想定というか、可能性はどちらにあるか、ちょっと考えを教えてください。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問にお答えをいたします。宿泊場所っていうことはやまなみ荘にも現在空いてる部屋で仕事をされている方もいますし、農業公社の宿泊施設、研修施設の2階も住むことができます。短期間であればそういうところで住んでいただいてお仕事をしていただくことも一つかと考えます。以上答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 私もやはりその農業公社の関係だったら研修と利用できるかなというふうに思いました。あと、そうですね平日、例えば、1～2週間でしたらやまなみ荘1室とか、あと今ある田舎体験ハウスのところも、期間あの短い期間ですので、そういったところの利用も可能かと思います。それから、お盆だとかそういうときじゃなければ、高津屋森林公園のコテージなんかも利用できるのかなというふうに私も考えました。

やはりなかなか公社にしても1年間通じて忙しいというわけではなく、本当に今特に9月、10月のブドウの時期で、生坂にたくさん道の駅に人が入ってきたときが本当に業務が忙しいようで、なんていうんですかね、若い人たちに、技術の要るおやき作りやまんじゅう作りみたいなことを、なかなか教える時間が取れないっていうのが現状で、そういった仕事ではなく、例えば食堂のウエイター、ウエイトレスみたいなことだったら若い大学生とかが来て、すぐ覚えられたりするのでその間にやはりちょっと今いる若手がそういった技術の要る仕事を覚えるっていうことにも回せるとと思う、というような話も聞いてきましたので、要は生坂村は本当に少子高齢化が進んでいて、18歳、高校卒業してから大学生や20代、30代っていうような世代の方が非常に少ない、ましてや村内でそういった年代の方々が仕事をするってことが本當にない状態で、そこの働き場所っていうか、現場もそういった普段あまり見ることのないというか関わることのない年齢の方々が、そういった職場や現場に入ってもらうってことがすごく職場も元気になったり、活性化するというふうに考えると、そういった面ではすごく申請をした側にもメリットがあるのかなというふうに思います。

やはりこの地方の子たちは、あまり目的もなく、とりあえず都市部に出ていきたいっていう子が多くて、私もそうだったんですけども、1回東京行きたいなっていう、ここだけじゃなく、やはり山間部とか地方の子たちはそういう思いで何となく都市部へ出ていく子たち多いと思うんですよね。大学に通っていたりする4年間の中で、将来どうしてこうかなって考えるとと思うんですけど、そういった期間に、なんですか地方で何か少し地元の人と関わって短期間でもいいので関わって、知ってもらったり現状見てもらったり、あとはとにかくそういうことを利用

して生坂のことを知つてもらつたり、好きになつてもらつて、もう1回来てみたいなとか、また来年も来てみたいなつていうふうに何か繋がつていけば理想的かなというふうに私は考えたので、今回こちらの事業を提案させていただきました。

近年ちょっと大好き隊、いくさかの大好き隊も若い世代の人たちがすごく活発に動いてるなっていう姿が見えていて、なんか、草刈り、本当に草刈りをね、連日やってもらつてるんですけども、なんかそれをね、すごく綺麗になつたよっていう楽しそうにね、SNSなんかであげてもらつてやっぱそういう子たちとも関わらせたりすることで、ここにも若い人がいてこういうこと村のためにやって活動してるんだなっていうことを知つてもらつたりするいい機会にもなると思うので、ぜひかあさん家農業公社だけでなく、村内で、何か人手が欲しいなっていうような企業さんとか団体さんとかがあれば、そういった方たちにも声をかけてやっていけば、何かちょっと少し何となく見えてくるものもあるのかなっていう気がしますので、ぜひ検討してみてください。

それでは、次の質問に移ります。小中一貫教育についてです。令和6年度から導入する生坂村一貫教育基本方針の一貫教育の内容について何点か質問をします。

1つ目の質問として、令和5年度に協議会の設置とあるのですが、どのような会で構成はどのようになっているのか教えてください。教育長お願ひします。

○教育長(上條貴春君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育長。

○教育長(上條貴春君) 3番 藤澤議員の質問にお答えします。一貫教育推進協議会についてご質問をいただきました。令和6年4月から施設分離型の小中一貫型小学校・中学校の導入を目指し基本的な考え方や指針等を明らかにするため、本年3月に「生坂村一貫教育基本方針」を策定いたしました。

この基本方針を踏まえ小学校、中学校の校長、教頭、教務主任等の教員からなる「一貫教育内容検討会議」を年度当初から複数回開催しており、具体的な一貫教育内容の検討を行つております。

基本方針では一貫教育の推進体制として仮称でございますが「生坂村一貫教育推進協議会」を設置し、導入に向けた準備や導入後の効果の検証を実施するといつしました。現在は教育委員会や小学校・中学校の教員を中心に、一貫教育内容の検討会議で具体的な教育内容の検討を行つてゐるところであり、協議会の構成については具体的に詰めておりませんが、以前設置をしておりました生坂村保小中一貫教育研究検討協議会の構成員（議会の議員、教育委員、学校関係者、保護者代表等）を参考に構成したいと考えております。以上答弁といつします。

○3番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○3番(藤澤幸恵君) この協議会は今年度中に設置をする予定ですかね。だとしたらいつ頃を考えていますか。

○教育長(上條貴春君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育長。

○教育長(上條貴春君) 再質問いただきました。時期につきましては未定としてございます。現在一貫教育の内容の方を詰めている段階でございますので、協議会の設置の時期は未定でございます。ただ前回、一貫教育基本方針を策定したときにパブリックコメントというものを実施いたしました。いただいた意見の数は大変ちょっと少なかったんですが、住民の皆様に一貫教育基

本方針案の周知とかそういうものが図れたので、こういったパブリックコメントを実施し、開く形も今想定をしておりますので、ご承知おきください。以上、答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 一貫教育の内容の方、今一生懸命やってるっていうことなんですかけれども、そうですね、アンケートみたいなのね、確かきたような気がします。それで特に、私の周りのやはり今小・中学校に通っている保護者の方々が、まだ何なんかちょっとよく理解してないところが多くて、教育委員会の方も参観日等に合わせて説明会というか説明を少しする時間を取りていただいたことあったと思うんですけど、あのときすごい少なかったですよね、残っていた方、ちょっとびっくりしてみんな帰っちゃうんだと思って。その辺がちょっとまだ保護者、実際学校に通わす保護者の中でもまだちょっと意識が薄いのかなと、本当にどう思ってるのかなっていう部分もあると思うので、協議会設置するのと同時にもう少し、今本当に通っている保護者の方とか、これから小学生になるお子さんを抱えているような方への何か意識付けというか、学校こんなふうになってくんだけっていうこと、小学校はもうなくなって中学校に行っちゃうのとか、何か本当にそのくらいの何かレベルの話をしている方もいるので、ちょっとそこをちょっと違うので、その辺の何つうかね、周知をする機会をもうちょっと作っていただきたいなというふうに思います。

2つ目です。小学校の高学年段階では、教科担任制度導入とありますが、教員の人員確保や小学校中学校の授業スケジュールの調整など具体的な計画準備は整っているのか教えてください。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 教科担任につきましてご質問いただきました。

教科担任制はその教科を専門とする教員が授業を受け持ち、複数のクラスを指導するもので、主に中学校から取り入れられている仕組みでございます。

教科担任制には中学校と同様の完全教科担任制、特定教科における教科担任制、学級担任間の授業交換などの形があり、文部科学省によりますとまずは、外国語、理科、算数、体育の4教科での導入を進めていくとされています。

小学校高学年は心身の発達に伴い抽象的な思考力が高まる時期であり、教科の学習内容が高度化する段階でもあります。そうした発達段階や教科内容、中学入学に向けた移行準備といったことも踏まえ、小学校5、6年の高学年からの導入が推進されており、また授業準備の負担軽減などにより深刻な長時間労働が問題となっている教員の働き方改革を推進するといった狙いもございます。

生坂村一貫教育基本方針では、こうした全国的な小学校高学年への教科担任制の導入について、小学校と中学校の接続の円滑化等の観点から一貫教育の内容の一例として掲げさせていただきました。

小学校高学年への教科担任制の導入につきましては、町村が単独で配置することは困難であり、また小規模な小学校では、他町村の小学校との兼務配置での対応も考えられるため、いわゆる県費負担の教員で配置していくことが望ましいと考えております。県教育委員会では学級担任間の授業交換による形でありますとか、専科教員による特定教科担任制の二つを柱に、令和7年度を目標に段階的に進めていくとしております。教科担任制の導入には専門の教科を指導できる教員の充実も必要であり、生坂小学校での具体的な配置計画につきましては、現時点では未定となっております。

また中学校の教員が小学校で教えるいわゆる乗り入れ授業につきまして、一貫教育内容検討会議で検討しておりますが、小学校と中学校では現在授業時間等が異なること、また二つの学校間での移動のあり方など研究検討すべき課題が多く、まずは中学校の教員が小学校で出前授業を年に数回程度行うことから始めていくといった案を現在のところ検討しております。以上答弁いたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） わかりました。生坂は子供の人数も少なくて、今体育の授業なんかは、2学年合同でやったりすることもあります。そこに、その2学年の先生がついて、授業を行っていたりするようなこともやっているので、その辺は生坂は割と融通が利くのかなというふうに思うので、例えば本当にその水泳の授業とか、そういったのって本当に担任の先生だと、どうにもならない感じの授業だったりするんです。今、学校のプールが使われてないのでB&Gで水泳の授業なんか行われているんですが、そこはそのときは保護者の方空いた間にいつでも来てくださいっていうようなことがあって、何名の方かねプール参観をしに行ったんですが、やはり1、2、3、4、5、6年生を半分に分けて、その3学年で、同じ時間帯にB&Gのプールを利用して、1、2年生は小プールを使って、その他の学年2学年が大きいプールを使って授業を行っていたんですけれども、ちょっとやっぱり、危ない感じの授業だったりして、やはり水泳指導は、特殊なので水の中ですし、子供たちも水の中だとわちゃわちゃしてしまうので、ちょっと危ないなって見てて思った部分もあって、やはりそういうところは、本当に体育の専門の先生とかそういった方がその時間は入ってあげて、きっちり見てあげるとか、そういうことをしないと本当に泳げない子たくさんいるので、そういうところをしっかり見てもらえるといいなって見学したときに思いました。

それから、今結構普通にというか、教室で授業を行うんですけどもやはり学習面で本当に個人差があるので、ついていけない子たちに補助の先生が入っているんですけども、そういったことも含めて、あとその教室だとちょっと居られない、勉強が難しい、環境がちょっと嫌だとか、そういったようなちょっと問題も、今年度の1学期、もうもろもろあって、学校内で今いる先生方で調整をいろいろ教頭先生まで入ってやってもらってるような現状とかもあるので、その辺教育委員会の方も入って教育長入ってしっかりやっていただいて、本当にありがとうございますけれども、そういったことも学校と教育委員会だけではなくて、もう少し地域の方々も、巻き込んで少し共有をして、ボランティア的に見てもらえる方とかを募ったりする方向も考えた方がいいのかなというふうに感じています。

それで次の質問にも通じてくるんですけども、コミュニティスクールなんですが、生坂村ではコミュニティスクールが始まるよっていう前からわりと保護者の方が学校と関わったり、地域の方が学校と関わったりして、コミュニティスクール的な活動を行って以前は来ていていろんな行事とかも一緒にやっていたんですけども、ちょっとコロナとかもあったり、最近はちょっと保護者の年代、それから地域の方たちのその団体などの高齢化なんかによって、少し滞ってしまったのかなという部分が感じられます。

これから一貫校にしていくのにそういったことも推進していくということなんですが、来年度からはどんなような体制で進めていくか教えてください。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） コミュニティスクールについてご質問いただきました。

生坂村コミュニティスクール「生坂大好きわくわく楽校」では小学校、中学校の総合的な学習の時間での多様な取り組みや活動への支援を中心に小学校、中学校の分け隔てなく学校支援を行っていただいていることに感謝申し上げます。

学校や子供たちを取り巻く環境が変化する中、教育課題等も複雑、多様化してきており学校や教員だけでは解決できないことも多くなってきています。地域の皆様と学校が目指す子供たちの姿を共有し、子供たちの学び育ちを一緒にになって支えていくため、コミュニティスクールの役割もこれまで以上に大きくなっていくものと考えております。

一貫教育がスタートしても地域と学校が共に歩んでいくため「生坂大好きわくわく楽校」の取り組みを継続していただきたいと考えております、これまででは学校が地域の皆様に協力してもらいたいこと、支援してもらいたいことを中心とした活動が多かったと思いますが、これからは、例えば生坂龍昇太鼓の継承のように、地域の皆様が児童や生徒、学校に取り組んでいただきたいこと、一緒に取り組みたいことも提案していただきながら、地域と児童生徒・学校が一緒に取り組んでいくようなことがもっとできればと考えております。

一貫教育内容の検討の中では小学1年から中学3年までを通し、子供たちが生坂の自然や文化を大切にし、生坂村に愛着と誇り、地域の人々に対する感謝の心を持ち、自身の興味や関心に応じた地域課題等を探求するための地域学、仮称でございますが「i k u s a k a学」を設置したいと考えております。

地域学習はこれまで実施しておりますが、こうした一貫教育の取り組みに合わせて、コミュニティスクールの活動の充実や発展の機会にしていただければと考えております。

また、体制についてですが、これまででは学校支援の部分が大きな役割を占めておりますが、学校運営への参画でありますとか、学校関係者評価も、コミュニティスクールの役割となっておりますので、そうした役割はどのように実施していくべきか運営委員会のあり方も含め研究をしてまいりたいと思っております。以上答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 今現在、コミュニティスクールの運営委員会っていうのは、設置されていますよね。いるんですよね。いますか。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 再質問いただきました。運営委員会は設置しております。以上答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） それで、年に4回程度、その運営委員会を開催するってことになると思うんですけども、その中でどういった話が出てるのかとか、ちょっと簡単でいいので、できたら教えてください。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 再質問をいただきました。

運営委員会での内容でございますが、現在のところは先ほどの答弁でも触れさせていただきましたが、小学校・中学校のいわゆる総合的な学習の時間の中で、地域の方々の協力をいただいてやるような活動について、委員会の中で話をしております。

例えば、先ほど触れましたが、生坂龍昇太鼓でありますとか、例えば小学校では例えば植物を育てるとか、農作業体験するとかこういった具体的に学校がこういったことをやりたい、とそれに対して地域の方々にこういった部分で協力をしていただきたい、といったような内容を年に数回程度の運営委員会を開いて、調整の方させていただいております。以上答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 例えばそういったことをなんというんですかね、学校側が要求することと、それからそれを地域の方や団体に繋ぐ、コーディネーター的な方はいて、それどなたがやつていらっしゃるんですか。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 質問をいただきました。今コーディネーターは児童館長が務めています。以上答弁いたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） わかりました。そうですね、それで例えば今学校に本の読み聞かせだったり、あとは、マラソン教室、小林さんの、マラソン大会のちょっと前になると、小林さんが学校に行って、確かなんか走り方とか教えてくれたり一緒に授業中走ってくれたりっていうようなことをやったりとかしてくれてると思うんですけれども、そういった方たちを今後、もう少し募るっていうようなそういうことも児童館の館長さんがコーディネーターとしてやってるってことなんですが、館長さん1人でやっぱりそのそれを一括して今後もやっていくのか、もう少し児童館はまだ児童館で児童館の運営もあるので大変かと思うので、地域のどなたかを、そういう方にもう何人かコーディネーターとしてやってもらうのか、そこら辺はどういうふうに考えていますか。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 再質問いただきました。

現在コーディネーター1名ですので、どうしても調整とか、結構大変だっていうふうな声を聞いております。また運営委員会を開いてもやはり30人程度の人が集まっているので、結構運営委員会の議論といいますか、もうあまり活発ではないといいますか、やはり学校側がある程度お願いします、で地域の方々わかりました、みたいな形に今のところなってしまってるのでやっぱりちょっとここら辺の体制も、少し運営委員会の部分と学校支援を行ういわゆるメインに行つてもらう部分を少し組織的に何か分ける形ができるかなというふうに思っております。コーディネーターも現状児童館長が務めおりますが、例えば地域の方々、複数の体制にしてコーディネートをやってもらうっていうこともありかなと思ってます。運営委員会のその核の部分はある程度少人数でやって、学校を支援する部分は大勢の方でやっていただくみたいな、そういう2階建ての形が少し望ましいのかなという、ちょっと私の頭の中にもあります、ちょっとそのよう

な体制もできるかどうかというのも、今後ちょっと検討してまいりたいと思っております。以上、答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 本当に児童数が減って、PTAの方もいろんな例えればPTA作業ひとつ取っても、あの小学校のあの広大な敷地で、その昔は本当に保護者の方がたくさんいて、なんかすごい活気があって、ガンガン草刈りやって、ガンガン草をとって積んで、捨ててっていう、イメージだったんですけども、今年久しぶりにちゃんとPTA作業を行ったら、グランドに集まった保護者的人数を見たらびっくりするほど少なくて、やっぱりそういったなんていふんですかね、もう本当に人の数が足りないっていうことで、お父さんお母さんたちだけでは、もうどうにもできないことも増えてきていてPTAの役員、そういったこともちょっといろいろ今までに取り上げられていて、数を減らす、役員の数を減らす減らすっていう、何か方向になって来ているんですけども、数を減らすと、減らしたところで活動ができるのかとか、例えばその1になっちゃった人のその負担とかが増えたりするのかなって、どっちがいいのかなって考える部分もあって、やっぱなんというか、保護者の方と地域の方のやっぱり協力もないとちょっと学校の管理とか、そういった子供たちを見るあれも本当に大変になってきてしまって、なんかそういうPTAの方との協力してもらえるような、そういうような組織とか、もうよその学校ではもうPTA自体を、もうなくしていくっていう動きが出てきていて、私ちょっと知り合いからも、うちは試験的にもう来年からなくすんだとか、来年からなくすように準備をしている、とかっていう話も聞いていて、でもやっぱり、子供たちが学校に行ってるの、その保護者が学校と全く関わりがなくなってしまうっていうのはよくないことなので、何かまた、他市町村では本当にOBとかボランティア団体の人たちが団体を立ち上げて、いろんな学校行事とか、そういったことに協力してくれているところもあるので、コミュニティスクールの中でそういうこともちょっと取り入れてもらえたらいなというふうに思いますので、ぜひお願ひします。

最後に確認なんすけれども、今まで小中一貫教育に関して、いろいろ検討協議されてきてるんですけども、まず一番最初にその保小中一貫教育検討協議会っていう名前の協議会があったので、保小中一貫教育、保小中一貫教育っていうふうになってるんですけど、生坂としては、まずは保育園は抜きとして、小中できちっと一貫教育をやっていくっていう考え方でいいかどうか、それだけ確認させてください。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 質問をいただきました。確かに提言いただいたときはタイトルが保・小・中となっておりました。現状ですね保育園に入園されてる方、お子さん多くの方がそのまま小学校に入られるということで、そういうことで保育園と小学校っていうところの一貫性も持たせなきゃいけないっていう議論があったかと思います。当面はですね小中の方面になりますけど、やはりいわゆるその小1ギャップっていうんですかね、保と小との連携っていうか接続も大事ですので、そこらへんのところは現在もいろいろ体験入学でありますとか、先生とかのちょっと交流とかもあるようですので、そういうところを継続してやりながら少し新しいこともできればいいかなと考えております。以上答弁といたします。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） わかりました。小規模な学校ですので、なかなか本当に保育園から中学卒業するまで同じメンバーで同じ仲間で過ごすわけで、なかなか外のそれ以外の人と接するっていう機会が、もう本当に少なくなってしまっているので、ぜひ学校の中だけではなくて、今リモートとかで近隣の小学校と、一緒に授業をやったりすることもあるみたいですが、リモートだとわからない部分もあるので、ちゃんと何とか交流できるようなこと、あとは小・中といつても、割と小さかった頃、誰がいたっけなっていう中学生ぐらいになると、わかんなくなっちゃうんですね、子供たちもあんな人いたっけなって。なのでその辺の学校行事とか、一貫校、一貫教育という部分で、そういう行事とかそういうのも中学生と小学生が一緒になって合同で何かできるようなこととかもぜひ取り入れてもらえばいいかなというふうに思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（太田譲君） ここで昼食のため休憩をとりたいと思います。
再開は13時とします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（太田譲君） 再開します。
これより、私が一般質問を行いたいと思いますので、議長を副議長と交代いたします。

○副議長（藤澤幸恵君） 議長交代いたしました。
一般質問を続けます。次に5番 太田議員。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） 5番 太田譲です。通告に基づき、一般質問を行います。私は今回3点のことについて質問をしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

1点目。令和5年4月から自転車運転時のヘルメット着用の努力義務化が始まりました。昨今増えている自転車事故に対応したものと考え、人命を守るためにも私も賛成の立場であります。

そこで、現在小学校で斡旋、中学校で配布しているヘルメットについて質問をします。現在、小学校ではヘルメットの注文書を配布し、購入を希望する児童に対して斡旋しているが、毎年行われている自転車安全運転教室でヘルメットが必要となるため実質的に全校児童がヘルメットを用意する状況だと思います。また、中学校では、新一年生入学時、全員に無料配布し、通学や日常での着用を呼びかけています。

デザインはともに昔ながらの白い半キャップタイプで、しかし、努力義務化になってから様々なデザインのヘルメットが流通をしています。小学生の中には流行りのデザインのものを購入し、着用している児童も村内で見かけるようになりました。高校生になると、安曇野市や松本市などに進学する生徒がほとんどで、その多くが駅から新たに購入したヘルメットを着用して自転車で高校に通っていると思われます。

小学校時代は成長途中ということもあり、ヘルメットのサイズも小さいと思いますが、中学生になれば成長もある程度落ち着き、続けて使用することも可能と考えます。

松本市ではヘルメット着用の努力義務化を受け、高校生対象に補助を行って、安全な自転車通学を呼びかけています。当村としても、児童生徒に安全な自転車運転を願っているはずだと思います。趣味嗜好が多様化してきている今日、統一デザインなどにはこだわらず、着用の徹底と安全性を求め、購入者に対して一定の補助を行ってはどうか、お考えを伺いたいです。

○教育次長(坂爪浩之君) 議長。

○副議長(藤澤幸恵君) 教育次長。

○教育次長(坂爪浩之君) それでは5番 太田議員の質問にお答えします。ヘルメット購入についてヘルメットに対して補助についてのご質問をいただきました。

本年4月の改正道路交通法の施行により自転車の運転者は、乗車用ヘルメットの着用が努力義務化され、保護者は児童や幼児が自転車を運転するときは、当該児童や幼児に乗車用ヘルメットを着用させることが努力義務化されました。

県によりますと、自転車事故で亡くなられた方の約48%が頭部を損傷し、ヘルメットの着用と非着用での致死率には約2倍の差があるとのことです。頭部の怪我は致命傷に直結したり、重い障害が残ることもあることから自転車を運転する際のヘルメット着用の遵守が求められております。また、自転車乗用中の事故は、通学等で自転車を使用する頻度が多くなる中学生から増加し、高校生の事故が多発しております。

議員ご指摘のとおり、小学校では、1つ3,000円弱のいわゆる通学用の半キャップタイプのヘルメットの注文書を家庭に配布し、購入を希望する家庭に斡旋を行い、小学校で取りまとめの上発注を行っております。また中学校では、上生坂地区を除く9地区にお住まいの生徒には自転車通学を認めておりますが、中学入学時に1年生全員に通学用の半キャップタイプのヘルメットを一括購入し配布しております。

小学校での斡旋や中学校での一括配布は、ヘルメット着用が努力義務とはいえ、自転車乗用中の安全性を考え、まずはヘルメットの着用を各家庭や児童生徒に遵守していただくことが大切であることからの取り組みと考えております。ヘルメットのデザインは、通学用の半キャップタイプのものの他、デザインを重視したシティタイプや帽子タイプと呼ばれるものもあると承知しております。

議員ご指摘のとおり、児童生徒の趣味嗜好が多様化してきており、気に入ったデザインのヘルメットを着用したいという気持ちもあることは理解できます。しかし、斡旋や一括配布を個別にそれぞれ補助に切り替えるということで、購入をしない、または着用しないといった家庭や児童生徒も出てきてしまう恐れもあるため、現状の斡旋や一括配布による方法を、当面は続けて継続していきたいと考えております。またデザインについては、現在斡旋や一括配布しているヘルメットと同程度の価格の中で、数種類を比較検討する余地がないかどうか小学校また中学校と研究してまいりたいと思っております。以上答弁といたします。

○5番(太田譲君) 議長。

○副議長(藤澤幸恵君) 太田議員。

○5番(太田譲君) まずは安全性を考え、ヘルメットの着用を児童生徒保護者に厳守してもらうことが大事という答弁で全く同じ考えです。だからこそ、私は児童生徒に積極的に着用してもらうことが大事と考えます。それが着用したくなるデザインを個人に選択してもらう方が、着用率を考えたときに効果的と考えます。自分たちが子供の頃を考えてみるとまだその当時は、ヘルメットを必ずつけて自転車乗ってくださいよっていうことはなかったんですが、やはり

今そういう法改正によって、努力義務となったことにより家庭でも、ヘルメットちゃんとかぶりなさいよって指導すると思うんですよね。通学のときにはやはりある一定程度そういう決まったデザインで学校ではこういうものだよと言えば納得して被るかもしれないけど、プライベートになったときにそれを積極的にかぶろうと、その自転車に乗る本人が考えるかって考えたときに、やはり自分で選んだもの、自分の気に入ったものの方が、人の心理として、しっかり手に取るんではないかなと私は考えます。

デザインについても今後検討していくというご答弁をいただいておりますが、それこそ先ほど言ったように個人の嗜好を尊重してあげて、一定額を補助で行っても、斡旋でも、購入している方保護者ほとんどであるならば、なおさらデザイン好きなものを選んでいいよってことになれば、それを申請しない人はいないと思うんですよね。はい。そういうこともちょっと考えていただいてもいいのかなと。また、先ほども言ったように中学生ぐらいになると、もう成長もしつかり確立されますので、高校に行っても、それを引き続き使うということができると思うんですね、今のヘルメットだと、高校に行ったときにはまた新しいヘルメット買わなきゃいけない、あの白いヘルメット真ん中に蛍光板で生中、中って入ってるヘルメットを果たして子供たちがヘルメットあるからそれ使いなさいって親に言われて松本駅からそのヘルメットをかぶっていくとは僕にはとてもじゃないけど考えられないと思います。そういうことも踏まえて無駄にならないということも考えて再度検討していただきたいなと思いますが、お考えはどうでしょうか。

○教育次長(坂爪浩之君) 議長。

○副議長(藤澤幸恵君) 総務課長。

○教育次長(坂爪浩之君) 再質問をいただきました。デザイン性も考えて補助について再度ご意見ということでお答えいたします。

今現在ですが、学用品を購入している業者さんに一括して注文しております、シールについてもその業者さんでございます。まず、各家庭、デザイン等でございますが、業者さんの方にも確認しまして、いくつかあるのかどうかというところも研究の中に入れてまいりたいと思います。ただまた中に業者さんですので、規格品ということも一つあるかと思います。量販店ですかそういったところですと、規格外のものも売っていますので、その辺も注意しながらちょっと検討したいと思います。以上です。

○5番(太田譲君) 議長。

○副議長(藤澤幸恵君) 太田議員。

○5番(太田譲君) 今、教育次長お答えいただいたように、安全性その規格ですねJISマークとかなんですかね、ヘルメットちょっとすいません、そこまで私もわかりませんが、そういう以外のものを購入される可能性も本当に高いと思いますので、もしそういう業者に確認を取っていただいて、いくつかのパターンが出ればそれだけでも変わると思いますし、ぜひちょっとそういうことを積極的に調査していただくとともに中学校、小学校、小学生はまあ成長過程でサイズもどんどん変わってしまうのであれですけれども、中学生を対象にちょっとそういうアンケート、高校に行っても使いますかとか、今のデザインどうですか、みたいなをちょっと把握をしていただいた上で実施していただければ嬉しいかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に移ります。次は県道276号線についてなんですけれども、資料で添付しております写真があると思うんですが、見ていただいてわかるように、擁壁のところ一部が欠損というか穴が開いているような感じちょっと大きさを比較するためにちょっとガムテープしか手元になかったのでガムテープを中に置いて写真を撮らせていただきましたが、深いものでは奥30センチ近く、間口

も50センチ近く開いているような大きな穴もございます。それが4ヶ所5ヶ所ぐらいあるんですけれども、県道その276号は、小立野区民にとってとても重要な生活道路であり村としても、毎年松本建設事務所などに、維持管理や拡幅を要望している状況であると、私もわかつておるんですけども、現在も沈んだ道路の復旧工事など等も行われております。

資料として添付してある写真の場所はその路線の安曇野市との本当に境に近いところになります。写真を見ると擁壁から石などが抜け落ちた様子にも見えますが、あたりに石を含めた残骸もなく、掘ったようにも一見見えると。この箇所について県でも把握はしていただいているようですが、管理してもらっているんですが、もしこれが人為的な行為であれば、小立野区民の重要な生活道路として安全面から見ても非常に危惧をしなければならない。村としても県道276号線を利用する小立野区民や、全てその道を使う住民の安心安全を考え、松本建設事務所と緊密な連携を図り、注視していくとともに、早期の復旧と、この路線の整備促進を働きかけていくべきと思いますが、振興課長の答弁を求めます。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○副議長(藤澤幸恵君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) それでは、太田議員のご質問にお答えをいたします。県道276号線についてでございます。議員ご指摘のとおり県道276号下生野明科線は地元の住民の方にとって極めて重要な生活道路であり、災害時国道19号の迂回路としても大変重要な路線となっているところでございます。

村としましても、管理者であります松本建設事務所に対しまして、毎年要望個所の現地調査を実施しております。今年度は路肩法面の復旧工事や、天神沢への排水路改修工事など、進めています。答弁は以上とします。

今回ご指摘をいただきました個所につきましては、太田議員ご指摘のとおり、玉石の擁壁で数箇所玉石が抜け落ちたようになっております。松本建設事務所におきましても事実を確認しておりますし、人為的な行為の可能性は低いのではないかということでございましたが、いずれにしましても協議をいたしまして早急に対応していただけることとなっているところでございます。

今後も引き続き要望個所の現地調査を実施しまして、ご指摘の個所を含め誰もが本路線を安全で安心して通行できるよう、道路の改良および維持管理について要望してまいりたいと考えます。答弁は以上とします。

○5番(太田譲君) 議長。

○副議長(藤澤幸恵君) 太田議員。

○5番(太田譲君) まず、人為的なものではないということでしたので、安心をしました。

しかし、そうでないのであれば、経年的な劣化もしくは地震豪雨なもので、擁壁に支障をきたしている可能性もあるということが考えられますので、そうですね小立野区民、またこの道路を利用する方にとって非常に大事な道となりますので、引き続きしっかり建設事務所の維持管理と早期に安定した走行ができる平らな路盤と、どこでもそれ違いができるような道路改良について要望を強く進めていっていただきたいと考えます。

それでは3つ目の質問に入ります。コロナ感染症の5類移行とキャンプ場の営業に伴い、利用者も戻り始めてきた高津屋森林公園の観光促進についてということで質問をいたします。高津屋森林公園は村の観光拠点として、更なる集客が見込める施設と考えます。里山整備事業を活用して、ティーンズジャパン(TIENS JAPAN)と行ってきた植樹や森林整備も期間満了となり、土俵まで上がるルートや森林の整備もある程度できたのではないかと感じます。

私自身もこのお盆に友人家族が2年連続で高津屋へ遊びに訪れてくれまして、一緒に土俵まで上がり、改めて感じましたが、歩くだけでは本当非常に勿体ない場所だと思います。釣り、アスレチック、マウンテンバイクコース、土俵付近の天空ブランコ、高津屋の自然を生かしたアトラクションとしての可能性。また、コテージ前の緑地には犀川に発生する雲海を眺めたり、バーベキューなどができるウッドテラスなどの設置、まさに生坂の山を生かし、山を楽しむ最高の観光スポットに進化できると考えます。

そこで一つ目の質問です。組合からは、今後の高津屋森林公園について、構想や計画などの声などを聞いておりますでしょうか。振興課長に答弁を求めます。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○副議長(藤澤幸恵君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) 太田議員のご質問にお答えをいたします。

高津屋森林公園の観光振興についてということでございます。高津屋森林公園は、豊かな自然の中で森林浴やその眺望を楽しみながら、リーズナブルに宿泊できるコテージや、昨年オープンしましたキャンプサイトなど、大自然を満喫できる観光施設として大変重要な観光資源となっております。しかし、施設の効率的な活用に向けそうした中、昨年度、キャンプサイトの整備を始め、助成事業も活用し、園内トイレの改修や山菜園への遊歩道の整備などを行い、環境整備も進めてまいりました。

こうした中、太田議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の5類への移行や、キャンプサイトのオープンに伴い、その利用者も増え、現在はコロナ前の水準に戻ってきております。高津屋森林公園は観光施設、誘客施設として将来性が高い施設だと感じているところでございます。また、最近のアンケート調査では、キャンプサイトの利用者によるものですが、その眺望やロケーションの良さ、目の前に広がる雲海など、好評をいただいており太田議員ご指摘の自然を活かしたアトラクションの整備などにより更なる誘客に繋がる可能性を秘めた施設だと感じているところでございます。

ご質問の高津屋森林公園管理組合による今後の構想や計画についてでございますが、組合からは土俵付近の樹木を北アルプスが一望できるよう整備する他、シイタケ原木の運搬や土俵付近へのキャンプサイトの増設に向けて軽自動車がアクセス可能な連絡道の整備、また現在のキャンプ場周辺の支障木の伐採など景観整備についてお聞きをしているところでございます。以上答弁といたします。

○5番(太田譲君) 議長。

○副議長(藤澤幸恵君) 太田議員。

○5番(太田譲君) 振興課長より高津屋森林公園の今後の計画について答弁をいただきましたが、その計画実行ができるようなことも踏まえながら、次の質問に移りたいと思います。

県民協働による里山の整備・利用事業補助金に今年度から里山整備利用地域活動推進事業および里山資源利活用推進事業に、それぞれ「開かれた里山」の事業区分が追加されました。高津屋森林公園管理組合として、この「開かれた里山」の事業申請は可能と考えます。これから村の観光事業の発展には高津屋森林公園の進化が必須であります。もちろん、組合との協議は必要ですが、この事業の活用について、村としてのお考えを伺いたいと思います。村長お願ひします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○副議長(藤澤幸恵君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは5番太田議員の質問にお答えをいたします。

高津屋森林公園の進化についてということでございますが、県の森林税では、今年度から4期目へ移行され「森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり」、「森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり」、「森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体への支援」、「市町村と連携した森林等に関連する課題の解決」の四つの柱に沿って施策に取り組むこととされております。

太田議員ご指摘の「開かれた里山」事業は里山整備利用地域活動推進事業および里山資源利活用推進事業に、より多くの県民等が里山の森林に親しむことができるよう「開かれた里山」の整備を推進するとして今年度から新たに加わったところでございます。高津屋森林公園管理組合は議員ご指摘のとおり本事業導入が可能であることから今後申請の準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

この助成事業により例年実施をしておりますシイタケコマ打ち体験教室など森林の啓発活動に関する経費や遊歩道整備、備品および資機材の購入に関する経費なども対象となりますので、高津屋森林公園管理組合の皆さんと協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

また太田議員ご指摘の村の観光事業の発展に向けた高津屋森林公園の進化についてでございますが、施設の効率的で有効な活用を進めるため、高津屋森林公園の持つ魅力を十分に生かした施設となるよう、先ほど振興課長が答弁をしたとおり今後の管理組合の計画等の意向や太田議員からご提案いただいたアトラクションなども含め、組合と協議をしながら、ソフト・ハード両面から検討するとともに、森林の里親制度により、ティーンズジャパン (TIENS JAPAN) に継ぐ新たな企業等との契約についても模索をしてまいりたいと考えているところでございます。以上答弁といたします。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） 早速、申請に向けて準備をしていただけるというご回答をいただき、私もとてもとても嬉しい限りであります。この開かれた里山や森林の里親制度を活用することにより村や組合の財政的負担も抑えられ、一緒に活動していただける企業等の方には生坂村や高津屋森林公園を知っていただける、プラスの取り組みと考えます。こうした事業の中で、施設の充実を図ることは更なる誘客、また楽しめるフィールドができるうことにより、企業研修やワーケーションの誘致としても、企業の目に留まるための大きなポイントになると考えます。

高津屋森林公園施設の効率的で有効な活用というものを進めていくために、これからも組合と協議しながら、高津屋森林公園のPRをしていただいて、村の重要な施設の核として利用促進にも繋げていっていただければと考えます。

以上でこの3点を終えまして私の質問を全て終了したいと思います。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員の質問が終わりました。

ここで議長を交代します。

○議長（太田譲君） 以上で、一般質問を終わります。

◎散会

○議長（太田譲君）本日の日程は全て終了しました。次の本会議は19日火曜日の午前10時から再開し、委員長報告の提出並びに討論・採決等を行います。
本日はこれにて散会いたします。

○議長（太田譲君）起立。礼。大変ご苦労様でした。

散会 午後 1時28分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和5年9月12日

議長

るの庵

署名議員

鶴音

署名議員

山本吉人

令和5年第3回 生坂村議会定例会議事録（9月定例会）

12日目（9月19日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・委員長報告
- ・質疑、討論、採決
- ・追加日程
　議員派遣の件
- ・閉会中の継続審査及び調査の申出
- ・閉会の宣告

・委員長報告	4 P
・質疑、討論、採決	9 P
・追加議案の質疑・討論・採決	10 P
・議員派遣の件	10 P
・継続審査の申出	11 P
・村長あいさつ	11 P
・閉会の宣言	13 P

令和5年第3回 生坂村議会定例会

令和5年9月19日 午前10時 再開

議事日程

【12日目】

日程	議案番号	事件名	備考
		再開	
1		会議録署名議員の指名	
2		委員長報告	
		質疑・討論・採決	
3		閉会中の継続審査及び調査の申出	
		閉会	

追加議事日程

【12日目-追1】

日程	議案番号	事件名	備考
1		議員派遣の件	

出席議員（8名）

1番 島 幸 恵 君	2番 山 本 吉 人 君
3番 藤 澤 幸 恵 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 謙 君	6番 字 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 中 山 茂 也 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 真 島 弘 光 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 坂 爪 浩 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君 書 記 今 溝 康 平 君

開議午前10時00分

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) これより令和5年第3回生坂村議会定例会を再開します。

本日の会議に先立ちまして申し上げます。本定例会はクールビズのため、暑いようでしたら上着はお脱ぎください。また、新型コロナウイルス等感染症予防のため、適宜休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願ひいたします。なお、マスクの着用に関しては個人判断とします。

○議長(太田譲君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付してあるとおりです。

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、3番 藤澤議員、4番 望月議員を指名します

◎日程2・委員長報告

○議長(太田譲君) 日程2・この8日に各常任委員会に付託した議案第54号から議案第58号までの令和4年度決算の認定、事件案1件、補正予算案3件、陳情5・第4号を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

○議長(太田譲君) はじめに、総務建経常任委員長 山本議員。

○総務建経常任委員長(山本吉人君) 議長。

○議長(太田譲君) 山本議員。

○総務建経常任委員長(山本吉人君) 総務建経常任委員会委員長 山本吉人です。ただいまより、総務建経常任委員会審査報告をいたします。

総務建経常任委員会は、9月8日にて、決算案1件、条例案を1件、予算案を2件について付託された議案審査を9月13日午前9時から第2会議室にて出席委員山本、平田、吉澤、太田、行政から藤澤村長、牛越副村長、総務課は、藤澤総務課長と担当係長、振興課は中山振興課長と担当係長の出席で開催いたしました。

総務課関係と振興課関係について、細部にわたり説明を受け、慎重審議の結果、それぞれ次のとおり決しましたので、会議規則第76条の規定によりご報告いたします。

議案第54号「令和4年度生坂村歳入歳出決算の認定について」

この議案は、令和4年度各会計の歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付すものです。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

総務課関係の主な質疑は、歳入では、ふるさと納税で返戻品、これからは競争力のあるものをしていかなければならないのではないかという内容で、行政側の方では十分検討し、競争力のある返戻品をこれから作っていきたい、とのことでした。

地方債では、負債が多く感じているが大丈夫なのか、という問い合わせに住民の必要なサービスに必要なものは借り、その他のものは、地方交付税等で適切に返済している、堅実な運営ができる、とのことです。

生坂村村営バス特別会計では、今後の見通し、現在乗車数が少ないので車両を小さくしていく、バランスを見て検討していきたい、また、池田の方にも利用していくような取り組みをぜひしていっていただきたい、という意見がありました。

振興課関係の主な質疑は、道の駅の材料費が多くなっている、材料が残っているようで、不用額が増えているのではないかというところで、どうしているのか、という問い合わせに、割引等で在庫処理をしているということありました。

また、簡易水道特別会計にて多額未納者があるがどう対応していくのか、という問い合わせに対しては、分納で負担なく対応していくとの答えがありました。

議案第55号「生坂村さぎの平防災拠点施設の指定管理者の指定について」

この議案は生坂村さぎの平防災拠点施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

続いて議案第56号「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第5号）」について

この予算案は、既定の額に3554万9000円を追加し、総額を22億9324万2000円とする補正予算です。

主な内容は、歳入では、地方交付税2525万3000円、国庫支出金534万3000円、諸収入257万7000円などを増額します。歳出では、総務費1507万4000円、衛生費665万6000円、農林水産業費359万7000円、土木費600万円、消防費445万5000円などを増額し、教育費120万3000円を減額する補正です。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

総務課関係の主な質疑は、大好き隊、地域おこし協力隊を増やしていくのはいいが、ワークバランス等の調整をしていったらどうか、ということがありました。また、大好き隊のあり方も今後見直していく必要があるとの問い合わせが出ました。その他、消防設備のデータベース化ということで、台帳化を進めていくという返事をいただきました。

続きまして、議案第57号「令和5年度生坂村営バス特別会計補正予算（第1号）」

この予算案は、既定の額から264万1000円を減額し、総額を4505万9000円とする補正予算です。

主な内容は、歳入で、国庫支出金 228万2000円。繰入金 35万9000円を減額し、歳出では総務費では360万8000円を減額し、運行費を96万7000円増額する補正です。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

以上、総務建経常任委員会報告を終わりにします。

○議長（太田譲君） 総務建経常任委員長の報告を終わります。

総務建経常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○議長(太田譲君) なければ、次に、社会文教常任委員長 島議員。

○社会文教常任委員長 (島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○社会文教常任委員長 (島幸恵君) 社会文教常任委員会委員長 島幸恵です。委員長報告をいたします。

社会文教常任委員会は9月8日本会議において、社会文教常任委員会に付託された決算認定1件、予算案2件、陳情1件の案件について、この14日午前9時から第2会議室において委員議員、島、望月、藤澤、宇引の4名が出席し、委員会を開催いたしました。出席者は、藤澤村長、牛越副村長、傍聴者に議員4名、説明者には真島住民課長、松沢健康福祉課長、上條教育長、坂爪教育次長、関係係長他8名で詳細に説明を受け、審査を行いました。

慎重審議の結果、それぞれ次のとおり決しましたので、議会規則第76条の規定によりご報告いたします。

議案第54号「令和4年度生坂村歳入歳出決算の認定について」

この議案は、令和4年度各会計の歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付すものです。全ての課において、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な質疑内容として、住民課関係では、歳入で不納欠損が出ている。税が徴収できないものあげていたのでは効率が上がらない。放棄をし、整理をしてほしいと代表監査委員から指摘があった。飯田市や八王子市のように債権の放棄をする条例を制定した方がいいのではないか、という質疑がありました。

住民課からは、要綱は制定して対応している、条例については研究する、という回答がありました。

歳出では、ゴミ収集に係る不用額が出ている、という指摘に対して、年度末に足りなくならないように、多めに取つてあるとの回答がありました。

細かく補正を出すなどして、不用額を減らす努力をしてほしいという意見がありました。

ゴミ収集に関しては、脱炭素の取り組みに絡めて、もっと収集を資源の再利用に繋げることができないか、という意見がありました。松本市では令和5年4月から、可燃ゴミとして出されていた大型プラスチックも、資源として再利用するために回収されるようになりました。ゴミの分別の仕方についても、住民からわかりにくいという意見があるので、再利用についても研究し、広報等で知らせていく、との回答でした。

福祉センター特別会計についてです。物価上昇率4.5%を考慮して予算を立てていなかったように思うがどうか、という質問がありました。

ある程度予測をしてきたが、お客様の入りについてはコロナの関係で積極的に集客をすることができず、難しかった。この経験を踏まえ、精度の高い予算を組んでいく、という回答でした。

コロナ禍で人件費を削ってきたが、コロナが5類に移行して客が増え、人を雇わないと仕事が追いつかない状況と思う。再雇用をするときに要員をどう確保するか考えておかないと、営業ができなくなる。働いてくれる方をどう確保していくか、今後の課題ではないか、という意見がありました。

それに対して募集をしているが、なかなか働いていただける方がいないので苦慮している。皆さんのお知恵も借りながら考えていきたいとの回答がありました。

施設が老朽化している。どのように改修をしていくのか、という質問に対し、脱炭素先行地域事業で、空調の関係は設備の省エネ化で、ボイラーは木質バイオマスボイラーを入れ、浴槽関係を改修。施設のZEB化で壁やサッシを直し、高断熱高気密化を図るよう、今年度詳細に計画を立てていく。その他は、農山漁村活性化支援交付金のようなものが対象にならないので、残りの修繕改修部分は、過疎債を使っていきたいと考えている。と回答がありました。

施設の鉄骨があと20年くらいしかもたないので、その中でどこまで改修していくのか、これからしっかりと検討協議をしていきたい、という回答がありました。

やまなみ荘の経営に関しては、綱渡りの経営が続いているので、村が中心になってやっていかなければ難しいのではないか、という質問に対して、やまなみ荘には相当補填をしているし、高津屋森林公園にも補填をしている。いくさかの郷も経営はトントンだと言っても、何か設備が壊れたと言えば、村が修理費をだしている。行政が住民サービスとしてどこまで経営をしていくか、今回、村民アンケートで指定管理者制度についてもお伺いしている。その結果も反映させながら、検討協議をしていきたい、という回答がありました。

健康福祉課関係では、社会福祉総務費などの見込み、また不用額の捉え方について質問がありました。

それに対し、予算不足が怖いので、多めに見込んでしまう。例えば出産に関しても、4月に生まれる予定の子供が早く産まれる可能性があるなど、最大限の可能性を見て予算を立てているので、不用額についてご理解いただきたいという回答でした。

国民健康保険特別会計について国保税の収納率が89.8%で、1割が保険料を払っていない状態である。どのように徴収をしていくのか、という質問がありました。

それに対して、それぞれのご家庭の事情もあるが、分納していただくなどしている。村の補助金等については、滞納のある方にはお支払いをしていない。その他、給付金の関係は差し押さえができないが、お話しして納得していただける方にはその中からお支払いいただいた。コロナ禍からの事業の立て直しができれば、お支払いいただける個人事業主の方もいると思う。職員も努力している、と回答がありました。

健康診査を受診する方が減って、委託料が不用額として出ている。受診率を上げる工夫はどのようなものがあるのか。という質問に対して、健康診査では10ポイント、健康応援隊などで2ポイント いくさポイントがつくようにしている。未受診者には手紙などで連絡するようにしている、との回答がありました。

教育委員会関係では、不用額として出ているものが補正などで調整できないか、予算を組むときにもっとシビアに考える必要がないか、という意見がありました。また、スクールバスについて、少子化で大型のスクールバスを走らせる必要があるのか。修理費を払い、無理をして大型バスを走らせるより小さめのバスにした方が維持費も少なくて済むのではないか、という意見がありました。

それに対して、スクールバスは脱炭素先行地域事業でEVバス化を考えていること。南回りの児童は案外多く39人の定員に対して25人いるので、座席は半分以上埋まっている、と回答がありました。

バスクラリネットなどの楽器を購入するときに、どのくらいのレベルのものを購入しているのか、という質問に対して、要望される楽器は高いが、担当の先生と相談しながら価格帯が少し下のものでもいいものは、それを購入している。教育長査定で査定をし、上がってきたものを、今度は村長査定で査定し購入している、との回答でした。

支障木伐採で切った木が切りっぱなしになっていないか、という質問に対して、昨年度は小学校で倒木があり、まずは倒れてはいけないとのことで伐採した。木の切り口などについては、これからきちんと見ていくとの回答がありました。

公民館教室について、広がりすぎていないか、開催していくのが大変ではないか、という質問がありました。

村の人口から、どうしても教室の人数が少なくなってしまう。村外からも負担金を村内の方と差をつけて募集をしていくやり方を研究している、という回答がありました。

公民館教室で合唱団ができるか、という質問には可能だと思う、との回答の上で、これから部活動を地域に移行していく上で、吹奏楽部の受け皿がない、地域に音楽という受け皿があれば、村の人と一緒に地域の活動として盛り上げていけるのではないかという回答がありました。

教育委員会、健康福祉課、社協と福祉の面では似たような業務をしている。事業を融通し合うことはできるか、という質問に対して、教育委員会で開催していた子供の居場所づくりを今年度は社協と行っている。教育委員会がある程度参加という形で、社協の仕事になるように考えている、という回答でした。

議案第56号「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第5号）」について

この予算案は既定の額に3554万9000円を追加し、総額を22億9324万2000円とする案です。全ての課において、全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、健康福祉課関係では、次のコロナワクチン接種はいつからか、という質問に対して、デイサービスから10月27日に開始し、一般の方は11月から始める。接種の終了は12月の半ば、予備日を入れても年内25日には終わる予定との回答でした。

接種率については少し下がってきており、春接種の実績をもとに必要なワクチン数を計上している。秋からは、XBB型対応ワクチン接種となるが、今現在供給量が100%示されていない状況にある。接種を始めてから供給されるかどうか不安があるという声があるが、生坂村の場合、接種開始を遅らせることで必要量を確保して、スムーズに接種できるように計画している。必ず県の指導日に接種終了できるようにしている、との回答でした。

教育委員会関係では、保育園バスのシェルターについて、破損の理由は、という質問には経年劣化という回答がありました。

劣化すると割れて落ちてくる素材で危ない。修繕には、同じ素材ではなく、もっとしっかりしたものを使つたらいいのではないか、という意見がありました。

それに対しては、業者と素材を検討するという回答でした。

議案第58号「令和5年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第1号）」について

この予算案は既定の額に35万2000円を追加し、総額を9635万2000円とする補正予算です。主な内容は、歳入で、使用料および手数料35万2000円を増額し、歳出では、経営管理費35万2000円を増額する補正です。全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、やまなみ荘のカラオケ機器は今まで有線のものであったが、wi-fiでその都度通信ができるものになった。宴会で使う場合の料金はいくらか、という質問に対して、昼夜1組ずつの使用で2時間5,000円との回答がありました。

マイクに使い捨てのカバーを付けたら利用者が安心して使えるのでは、という意見に対し、検討して早急に対応できればしていく、という回答がありました。

使用料の補正が出ている。物価高騰を加味し、宿泊料などの基本料金の改定はあるのか、という質問に対し、9月1日から料金を改定していて、広報で2ヶ月続けてお知らせをしている、という回答がありました。

陳情5・第4号「健康保険証の存続に関する意見書の提出を求める陳情について」は、委員から紙の保険証を残してほしい、マイナンバーカードは任意のカードのはずで保険料を払っているのに、保険証を廃止するのはおかしい。子供全員分の暗証番号を覚えるのは無理。認知症や心身に障害のある方々は、十分に対応ができずに、必要な医療を受ける権利が損なわれる恐れがある。

意見書を提出するのは、国が進めるデジタル化の流れに逆行する。生坂村では紐付けの誤りは出でていない。国もこれからシステムを改善すると思うので、様子を見た方がいいなどの意見が出ました。

結果、継続審議とする意見が多数となり、継続審議と決定いたしました。

以上の結果と審査内容をもって社会文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長(太田譲君) 社会文教常任委員長の報告を終わります。社会文教常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

◎討論

○議長(太田譲君) なければ、次に討論に入ります。

ただいま、委員長報告がありました 議案第54号から議案第58号までの 令和4年度決算の認定、事件案1件、補正予算案3件、陳情5・第4号を一括して反対討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) 反対討論はありますか。反対討論もないようですので、賛成討論を省略し、討論を終結します。

◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

はじめに、議案第54号「令和4年度生坂村歳入歳出決算の認定について」を採決します。議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第55号

「生坂村さぎの平防災拠点施設の指定管理者の指定について」を採決します。議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第55号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第56号「令和5年度生坂村一般会計補正予算（第5号）」を採決します。

議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第56号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第57号「令和5年度生坂村営バス特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第57号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第58号「令和5年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第58号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、陳情5・第4号「健康保険証の存続に関する意見書の提出を求める陳情書」を採決します。

陳情5・第4号を、委員長の報告とおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手多数です。よって、陳情5・第4号は委員長の報告のとおり決定しました。

◎議事日程の追加

○議長(太田譲君) お諮りします。

お手元に配付してある日程の他に、本日議員より提出されております「議員派遣の件」を追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。

よって、「議員派遣の件」を日程に追加します。

ここで、追加日程を事務局より配付させますので、しばらくお待ちください。

◎追加日程1・議員派遣の件

○議長(太田譲君) お諮りします。

追加日程1・「議員派遣の件」を議題とします。

「議員派遣の件」については、お手元に配付してあるとおり、派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定しました。

◎継続審査の申出

○議長(太田譲君) 次に日程2・「閉会中の継続審査および調査の申し出について」を議題とします。

○議長(太田譲君) お手元に配付してあるとおり、それぞれの委員長から閉会中の継続審査および調査の申し出がありました。

会議規則第74条の規定によりこれを許可したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認め、議会運営委員長 平田議員、総務建経常任委員長 山本議員、社会文教常任委員長 島議員から申し出のありました「閉会中の継続審査および調査」を許可することに決定しました。

◎村長挨拶

○議長(太田譲君) 以上で本定例会に付された議事日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。ここで村長の挨拶を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、令和5年第3回生坂村議会9月定例会の閉会にあたり、お礼のご挨拶を申し上げます。

今月8日から始まりました9月定例会でございましたが、慎重にご審議をいただき、提出しました全ての議案を原案どおりにご採択をいただきまして、誠にありがとうございました。

令和4年度の決算では、それぞれ良好な数値で財政健全化に向けて良い傾向でございましたが、池本代表監査委員さんの決算審査のご提言、また議会の常任委員会でご指摘をいただきました滞納整理の強化につきまして、納税は国民の義務でありますし、各種使用料もお支払いいただ

くよう、県税徵収対策室とも連携をとりながら困難案件の滞納整理のご指導をいただき、長野県地方税滞納整理機構をお願いするなど県とも協力して、さらに滞納整理の強化に努めなければと考えているところでございます。

それは貴重な自主財源の確保と税負担の公平性の観点からも、引き続き担当部署とで毎月、現状を把握し、滞納者ごとに相談に乗りながら状況を確認し、分納計画を立てさせていただくなど、しっかり対処していかなければと考えているところでございます。

さて、脱炭素先行地域づくり事業の現在の進捗状況としましては、令和5年度事業の交付決定を7月31日に環境省から受理し、8月18日に正式契約となりました株式会社 エコロミにより、各事業を進めているところでございます。

マイクログリッド事業では、今後の設備の設計や中部電力との協議に向けて、8月29日より接続を計画します施設の電力使用量等の計測調査を現在実施しております。

生坂ダムの小水力発電では、9月6日に東京電力との現地確認事業協議を行っております。今後はNDA契約の締結を行い、東京電力の施設の詳細な情報提供をいただきながら、事業設計に向けた検討を進めてまいります。

木質バイオマスの活用に向けた山林調査は、株式会社 エコロミの下請け業者である伊那市の合同会社 ラーチアンドパインにより事業を進めてまいります。現在振興課や共同提案者であります企業組合 山仕事創造舎と連携して9月14日より、村内各所の現地確認を行いながら、村の山林のあり方を含め、脱炭素に繋がる活用を計画していきたいと考えております。

オンサイトオフサイトのPPA事業は、株式会社 いくさかてらすにより事業を進めてまいります。これまで8月21日、9月6日と2回の取締役会を開催して事業を行う業者の決定に向けて準備を進めております。

事務局運営サポート業務は9月4日のプロポーザル審査会において、合同会社 ヒッタイショ（HITTSY）に業者決定いたしました。9月中をめどに各事業の進捗状況の公表や村民の皆さんの問い合わせに対する窓口開設に向けた準備を進めてまいります。

7月11日から8月3日にかけて開催しました脱炭素事業に関する10区の村民説明会以降も8月の全戸配布では、脱炭素事業を含めた村政アンケート、またオンラインPPAへの希望調査、森林の意向調査を行っております。

現在集計作業を進めおりますが、アンケートの回収率は7割を超えた状況でございます。今後も村民の皆さんのご意見、ご要望をなるべく反映しました脱炭素事業を構築していきたいと考えております。

そして、これから時期は赤とんぼフェスティバルや秋祭りなど多くの行事イベントが、コロナ禍前より少し縮小しても、4年ぶりに行われる予定となりました。

生坂村最大のイベント赤とんぼフェスティバルは、実行委員・区長合同会議でお決めいただき、10月14日土曜日午前10時から午後8時ごろまでの1日の開催となりました。様々なステージ発表、余興、大花火大会等を行い、郷土料理、特産品、各種食品等の販売や嗜好を凝らしたブースの出展、飲食も可能にして、コロナ禍前に近い内容で準備を進めているところでございます。

また、いくさか敬老の日も実行委員会でお決めいただき、感染防止対策を講じ、酒類等の提供はやめ、今月26日火曜日に4年ぶりに開催いたします。70歳以上の皆さんにお越しいただき、津軽三味線を聞き、お茶やブドウをお供にご歓談をしていただきながら、楽しいひとときを過ごしていただき、やまなみ荘の特製弁当とお酒をお土産にお持ち帰りいただく予定となっております。

また、道の駅 いくさかの郷では、16日土曜日には、毎月恒例の特産市、17日と24日 日曜日にはJA松本ハイランド主催の山清路ブドウ即売会が行われるなど、生坂村産のイクサカラットの

集出荷が最盛期であり、各事業でのＰＲ効果も現れ、道の駅 いくさかの郷は1年で一番忙しく、賑やかな時期となっております。

そして生坂村の未来のために、「第6次総合計画」や「生坂村 まち・ひと・しごと創生総合戦略」にあります村の目指すべき将来像を実現するために、喫緊に取り組んでいく課題もありますし、中長期的に方向性を示していく課題もございます。

私達執行側も生坂村のため、村民のためを常に念頭に置き、村政運営を進めているところでありますので、村民の皆さんから負託をいただいた議員各位と、各課題の解決や方向づけについて、引き続き検討協議をお願いする次第でございます。

議員各位はご健勝にてご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げ、閉会にあたりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

本定例会の会議に付された事件につきまして、慎重審議をいただいたことに対し、深く感謝申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（太田譲君） 以上をもちまして、令和5年第3回生坂村議会定例会を閉会とします。なお、この後、全員協議会を開催します。開会は11時から第2会議室で行いますので、お集まりください。

○議長（太田譲君） 起立。礼。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 10時 43分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 五年 9月19日

議長

石田 雅

署名議員

藤澤 幸惠

署名議員

望月典子